

川崎市子ども・若者生活調査 分析結果報告書

平成 29 年8月
川 崎 市

目 次

1 「川崎市子ども・若者生活調査」実施の背景

(1) 「子どもの貧困」の概況	
① 「子どもの貧困率」の推移	1
② 相対的貧困の状態にある世帯・子どもが抱える課題とは	2
(2) 国の動向	2
(3) 本市の取組の現状	3

2 本市の子ども・若者及びその家庭の生活の状況

(1) 調査方法等の概要	5
(2) アンケート調査から把握された状況	
① 保護者に関する現状・課題	6
② 子ども・若者に関する現状・課題	
ア 生活の基盤形成に関する現状・課題	14
イ 学び・学習に関する現状・課題	18
ウ 進学・自立に関する現状・課題	24
(3) ヒアリング調査から把握された状況	
① 保護者に関する現状・課題	28
② 子ども・若者に関する現状・課題	
ア 生活の基盤形成に関する現状・課題	30
イ 学び・学習に関する現状・課題	32
ウ 進学・自立に関する現状・課題	34
③ 支援者の視点から見た子どもの貧困の問題点	35
④ 必要とされる支援や連携のあり方等	38
(4) 総括的な整理	
① アンケート調査から把握された現状・課題	42
② ヒアリング調査から把握された現状・課題	44

3 まとめ（必要と考えられる視点や対応策に関する考察）

(1) 「子どもの貧困」の問題を捉えるにあたり必要と考えられる視点	45
(2) 対応策を検討するにあたり必要と考えられる視点	46
(3) 「子どもの貧困」に関わる対応策の考え方	48

1 「川崎市子ども・若者生活調査」実施の背景

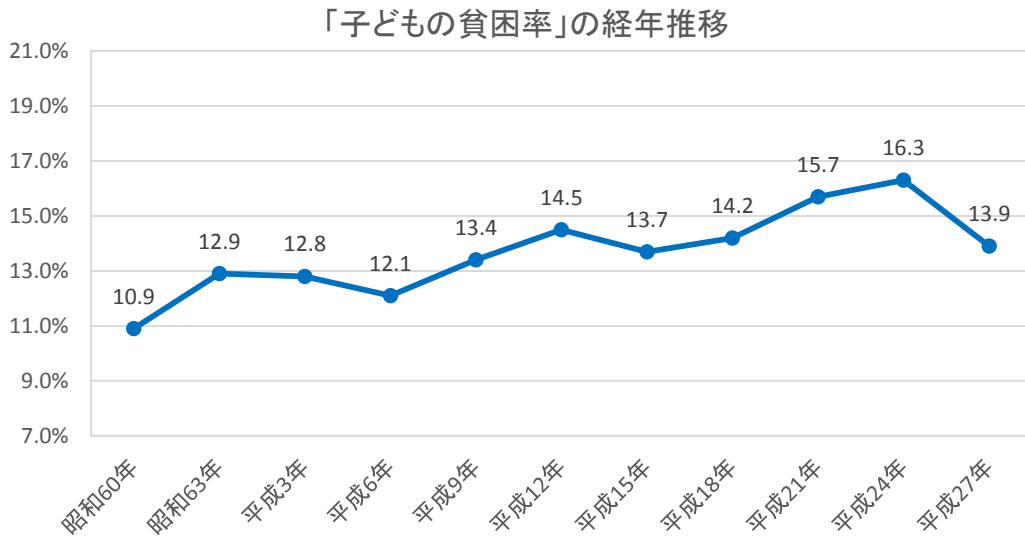
(1) 「子どもの貧困」の概況

① 「子どもの貧困率」の推移

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成24年時点の「子どもの貧困率¹」は16.3%となり、約6人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあるとされました。また、平成27年時点の子どもの貧困率は若干、値が減少し13.9%となりましたが、依然として約7人に1人の子どもが相対的に貧困の状態にあると考えられます。

国民生活基礎調査に基づく「子どもの貧困率」は、必要最低限の生活でさえ営むことができない状況を指す「絶対的貧困」とは異なり、その社会の中で相対的に低い所得の水準で生活する子どもの割合を意味します。この「相対的貧困」の考え方では、世帯単位での可処分所得額と世帯人員数により、「貧困」に該当するか否かが判断されます。例えば、世帯単位の可処分所得額について、世帯人員が2人の場合は約173万円、3人の場合は約212万円、4人の場合は約245万円、5人の場合は約274万円を下回る水準の場合、「貧困」に該当することになります。(平成27年時点)

平成15年から平成24年まで、この基準に該当する世帯及びその世帯に含まれる子どもの割合は上昇傾向にあり、家庭間の経済状況の格差が広がったことが示唆されています。



(出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」)

¹ 「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯に含まれる子どもの割合を意味する。なお、「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で除して調整した所得額のことを意味する。

② 相対的貧困の状態にある世帯・子どもが抱える課題とは

相対的貧困に該当する世帯は、それだけ経済的に厳しい状況に置かれているといえます。それ以外にも、例えば、所得の水準が低い背景として、不安定な就労状況に置かれていることが考えられます。さらにその要因として、ひとり親世帯であることや、疾病等を抱えていることなど、世帯として不安定な生活状況にある可能性もあります。子どもの視点から考えた場合には、保護者の生活が不安定で養育の不足により基本的な生活習慣が身につかなかつたり、健康面に課題が生じたり、学習の機会等が得られなかつたりすることが想定されます。

このように、経済的に厳しい状況にあることが、保護者及び子ども・若者の生活における様々な面での格差と関連していることが予想されます。子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらいつ言われますが、相対的貧困の状態にある世帯・子どもの生活状況や課題等の実態を適切に把握することが重要であると考えられます。

(2) 国の動向

国では、「子どもの貧困率」が上昇傾向にあることを踏まえ、子どもの将来がその生まれ育つた環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することを目的とし、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

また、この法律に基づき平成 26 年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が定められ、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の 4 つの柱による施策が、重要施策として示されました。

また、「子どもの貧困率」は、18 歳未満の子どもの人数を基に集計されるものですが、「子どもの貧困」の問題は、18 歳以降の若者の就労や自立等の問題にも関わるものであると考えられます。関連する法律として、国では、18 歳以降の若者も対象として、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されています。この法律は、教育・福祉・保健・雇用などの施策を総合的に推進し、社会生活上、困難を有する子ども・若者を支援することを目的として施行されたものであり、法律をもとに、平成 22 年 7 月には「子ども・若者ビジョン」が、平成 28 年 2 月には「子供・若者育成支援推進大綱」が定められています。

(3) 本市の取組の現状

国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」においては、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つを柱として、それぞれ様々な施策に取り組むこととされています。本市においては、現在 33 の事務事業の中で、国の大綱に示された4つの柱に関連する取組を行っています。

〔教育の支援〕

<国の大綱に示されている内容>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細やかな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費の負担軽減
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進 等

<本市の事務事業>

- きめ細やかな指導推進事業
- 児童生徒指導・相談事業
- 地域の寺子屋事業
- キャリア在り方生き方教育推進事業
- 魅力ある高校教育の推進事業
- 奨学金認定・支給事務
- 就学援助・就学事務
- 生活保護自立支援対策事業 等

〔生活の支援〕

<国の大綱に示されている内容>

- 保護者の生活支援
- 子供の生活支援
- 関係機関が連携した支援体制の整備
- 支援する人員の確保 等

<本市の事務事業>

- 民間保育所運営事業
- 公立保育所運営事業
- わくわくプラザ事業
- 妊婦・乳幼児健康診査事業
- 母子保健指導・相談事業
- 生活保護自立支援対策事業
- 生活困窮者自立支援事業
- ひとり親家庭の生活支援事業
- 児童養護施設等運営事業 等

〔保護者に対する就労の支援〕

<国の大綱に示されている内容>

- ひとり親家庭の親の就業支援
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援 等

<本市の事務事業>

- ひとり親家庭の生活支援事業
- 生活保護自立支援対策事業
- 生活困窮者自立支援事業 等

〔経済的支援〕

<国の大綱に示されている内容>

- 母子福祉資金貸付等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 等

<本市の事務事業>

- 生活保護業務
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 等

2 本市の子ども・若者及びその家庭の生活の状況

＜「子どもの貧困」の現状・課題を把握するための視点＞

国全体で「子どもの貧困率」が上昇していること等を踏まえ、本市における子ども・若者とその家庭の生活実態や抱えている課題等を把握し、本市における「子どもの貧困対策」を総合的に推進することを目的に、「川崎市子ども・若者生活調査」を実施しました。

前述の通り、「子どもの貧困」の問題は、単に相対的に所得が低い水準であることで生活が苦しいという問題にとどまらず、関連する様々な課題が生活困窮の要因となっていると考えられます。

調査を実施するにあたり、「子どもの貧困対策」をより具体的に検討するために、保護者が置かれている状況の理解をはじめ、様々な視点からの現状把握が重要であると考えました。

また、乳幼児期から若者に至るまで、それぞれの発達段階で性質の異なる課題が生じていることが想定されますので、今回の調査では、「子どもの貧困」に関する課題等を適切に把握する上で、これら、子ども・若者の発達段階ごとに状況を把握することも重要であると考えました。

今回の調査の実施及び分析にあたっては、上記の視点を念頭に置きながら作業を進めました。

(1) 調査方法等の概要

「子どもの貧困」の現状・課題を把握するための視点を踏まえて、本市では、以下の調査を実施しました。

調査種類	概要
市民アンケート	市内の0～23歳子ども・若者が1人以上いる世帯を対象に、無作為に6,000世帯を抽出し、その保護者にアンケート調査を実施した。 (調査期間：平成29年1月6日～1月22日、有効回答数2,635件、有効回答率43.9%)
支援ニーズアンケート	以下の4種類のアンケート調査を実施した。 (調査期間：平成29年1月27日～2月17日) ①0～23歳子ども・若者がいる生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯の保護者1,500人(有効回答数432件、有効回答率28.8%) ②0～23歳子ども・若者がいる生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯の子ども・若者1,500人(有効回答数333件、有効回答率22.2%) ③0～23歳子ども・若者がいる世帯(生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯を除く)の子ども・若者1,500人(有効回答数503件、有効回答率33.5%) ④市内の児童養護施設に入所している小学生、中学生、高校生子ども・若者127人(有効回答数99件、有効回答率78.0%)
支援者ヒアリング	児童相談所・保健福祉センター等の行政機関のほか、児童養護施設・乳児院等の児童福祉施設、NPO法人等の職員を対象にヒアリング調査を実施した。 (調査期間：平成29年2月～3月、計34か所)

「市民アンケート」は、0～23歳子ども・若者のいる世帯を対象に実施しました。この調査では、経済的困難の状況に関する設問により、市内でどれくらいの世帯が経済的に困難な状況にあるのか、また、その経済的困難の状況が、子ども・若者の発達段階別のどのような課題と関連しているのかということを明らかにすることを試みました。

「支援ニーズアンケート」は、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯や社会的養護の状況にある子ども・若者を対象とし、保護者だけでなく、子ども・若者自身からも回答を得ました。生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯の生活状況や支援ニーズ等をより詳細に把握することに加え、子ども・若者自身の意識や学習の状況等を把握することを目的に実施しました。

「支援者ヒアリング」は、市内計34か所の行政機関、児童福祉施設、NPO団体等の職員を対象に行いました。この調査では、各機関・施設等が関わった、困難を抱える子ども・保護者の事例について話をうかがい、アンケート調査だけでは十分に把握できない、より具体的な生活状況や、「子どもの貧困」の背景要因・課題等を把握することを試みました。また、各機関・施設等における「子どもの貧困」に対する考え方・視点や、望んでいるサービス・連携のあり方等について聞き取りを行いました。

(2) アンケート調査から把握された状況

まず、「市民アンケート」「支援ニーズアンケート」から、「子どもの貧困」に関する現状・課題について、保護者の状況、子ども・若者の状況の別に、把握されたことを整理しました。

① 保護者に関する現状・課題

保護者に関しては、「経済的困窮」「不安定な就労・生活」「保護者の社会的孤立・不安」「教育費負担」の4点から状況を整理しました。

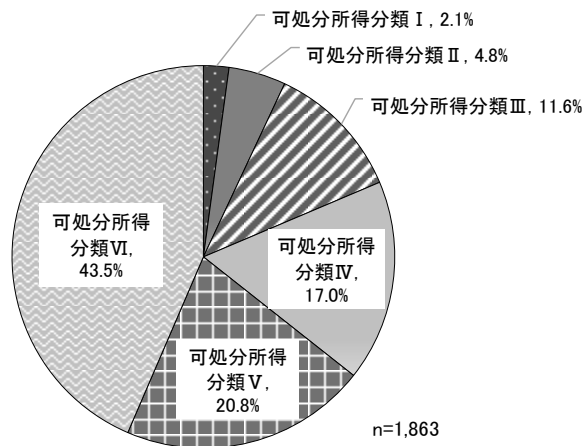
A 経済的困窮（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

世帯の可処分所得の水準に関し、国の「相対的貧困」の水準に相当する、「可処分所得分類Ⅰ」または「可処分所得分類Ⅱ」に該当する世帯は、合わせて6.9%でした。(A-1)なお、調査対象の世帯に含まれる18歳未満の子どものうち、「可処分所得分類Ⅰ・Ⅱ」の世帯で生活する子どもの割合は7.0%、24歳未満の子ども・若者について同様の集計をすると7.6%でした。(A-2)

これら「可処分所得分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯では、電気料金等を支払えなかったことがある割合が高く、また、必要とする食料・衣料が買えなかったことがある割合が高いなど、所得の水準の低さが実際に生活の不安定さにつながっていることが把握できます。(A-4~A-5)

なお、アンケートで回答が得られたひとり親世帯全体のうち「可処分所得分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯の割合は42.9%であり、ひとり親世帯であることが経済的困窮の背景のひとつになっていることがわかります。(A-3)

図表 A-1 世帯の可処分所得の水準（市民アンケート）



※可処分所得の水準を尋ねた設問に無回答であった場合、あるいは、所得に関する設問や世帯人員に関する設問に情報の不足や矛盾等があった場合は、世帯人数別の可処分所得の分類が不可能であったため集計の対象外としている。

世帯員人数	可処分所得の水準						(参考) 国の貧困線の基準
	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ	分類Ⅴ	分類Ⅵ	
1人	60万円未満	120万円未満	180万円未満	240万円未満	300万円未満	300万円以上	122万円
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上	173万円
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上	212万円
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上	245万円
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上	274万円
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上	300万円
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上	324万円
8人	175万円未満	345万円未満	520万円未満	695万円未満	870万円未満	870万円以上	346万円
9人以上	185万円未満	365万円未満	550万円未満	735万円未満	920万円未満	920万円以上	367万円

※参考として掲載した国の貧困線の基準は平成27年データに基づくもの。(平成24年データでもほぼ同水準)

図表 A-2 貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合等の推計結果（市民アンケート）

	アンケート調査結果からの推計値
世帯に含まれる 18 歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合	7.0%
世帯に含まれる 24 歳未満の子ども・若者のうち、貧困線を下回る世帯で生活する子ども・若者の割合	7.6%

図表 A-3 ひとり親世帯で貧困線を下回る水準の世帯の割合（市民アンケート）

	アンケート調査結果からの推計値
ひとり親世帯のうち貧困線を下回る世帯の割合	42.9%

～ 国民生活基礎調査に基づく「子どもの貧困率」と本調査の推計値について ～

<「子どもの貧困率」とは>

※国民生活基礎調査では、所得額や税金・社会保険料等の支出額の回答をもとに世帯の可処分所得額が算出され、さらに、世帯の可処分所得額を世帯人員の平方根で除して求められる「**等価可処分所得**」の額が「**貧困線**」を下回る場合に、その世帯が**相対的貧困に該当**するとしています。

※「**貧困線**」は**全世帯の等価可処分所得の中央値の半分の額**で設定され、平成 27 年時点では 122 万円でした。これは、世帯単位の可処分所得額で考えると、世帯人員が 2 人の場合は約 173 万円、3 人の場合は約 212 万円、4 人の場合は約 245 万円、5 人の場合は約 274 万円に相当します。

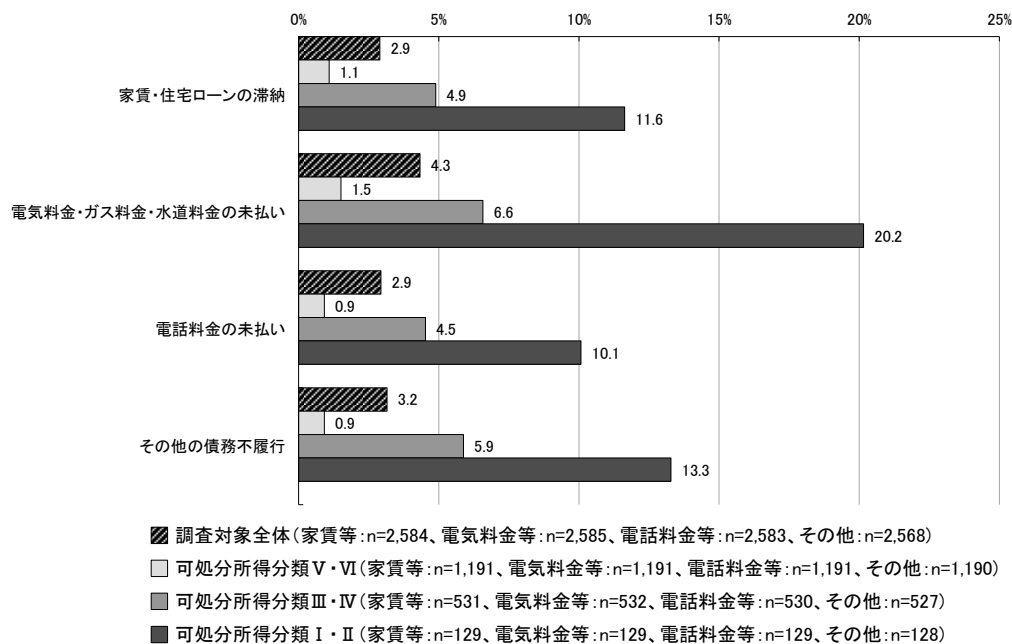
※「**子どもの貧困率**」は、**子ども（18 歳未満）全体に占める、相対的貧困に該当する世帯（等価可処分所得が貧困線に満たない世帯）に含まれる子どもの割合**として算出されます。

<本調査の推計値>

※市民アンケートにより、回答者の自己申告で世帯の可処分所得の水準を 6 つの選択肢の中から回答してもらい、その水準が「**分類Ⅰ**」及び「**分類Ⅱ**」に該当する場合に、**国の貧困線を下回る世帯に相当すると判断**しました。また、分類Ⅰ・Ⅱに該当する世帯に属する子ども及び子ども・若者の割合（アンケート回答世帯に含まれる全ての子ども及び子ども・若者に占める割合）を算出しました。

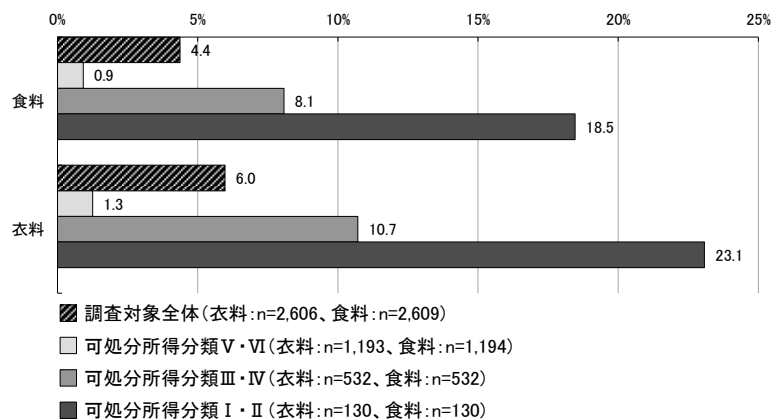
※市民アンケートを実施するにあたり、可処分所得分類Ⅰ・Ⅱの基準は国の国民生活基礎調査に基づく貧困線の基準と同水準になるように設定をしましたが、**それぞれの調査は異なる手法により実施**されています。そのため、今回市民アンケートにより算出した値について、**国民生活基礎調査により算出される「子どもの貧困率」とは同一のものではない点**には留意が必要です。

図表 A-4 可処分所得の水準別、経済的な理由による滞納・未払い等の有無
(市民アンケート)



※各項目の滞納・未払い等の経験について、「無回答」を集計対象外²とした上で、「あった」と回答された割合。

図表 A-5 可処分所得の水準別、必要とする食料・衣料が買えなかった経験の有無
(市民アンケート)



※お金が足りなくて必要とする食料が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」と回答された割合。

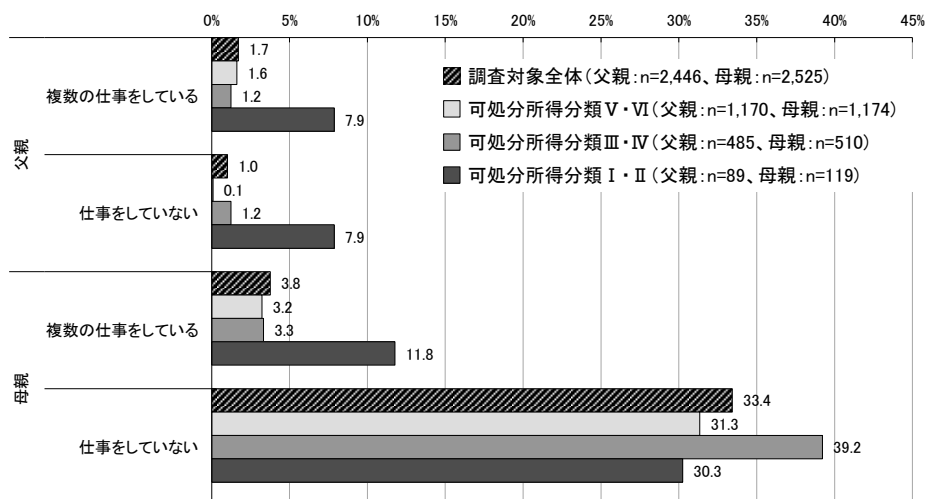
² 回答者属性間などで数値の比較を行うにあたり、本資料では、原則として「無回答」であったデータは集計の対象外として集計結果を掲載した。(以下同様)

B 不安定な就労・生活（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

経済的困窮の背景のひとつに、就労状況の違いがあると考えられます。所得の水準が相対的に低い世帯の父親は、複数の仕事をしている割合や仕事をしていない割合が高く、また、正社員・正規職員である割合が低くなっています。母親に関しても、複数の仕事をしている割合が高く、正社員・正規職員である割合は低くなっています³。(B-1~B-2)なお、児童扶養手当受給資格世帯の母親の仕事をしていない割合は1割未満ですが、正社員・正規職員である割合は4割未満であり、仕事から十分な収入を得ることができていない状況がうかがえます。(B-3)

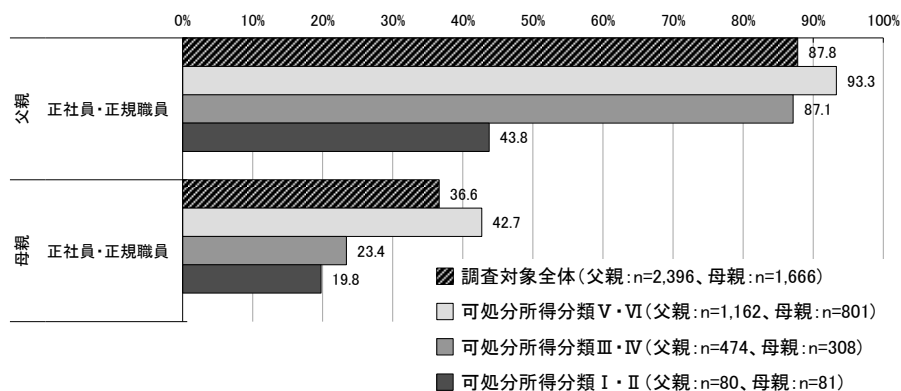
さらに、就労により十分な所得が得られない背景のひとつに、保護者自身が抱える疾病や障害等の問題があると考えられます。現在仕事をしていない父親について、仕事をしていない理由に、自分に病気や障害などがあることを挙げている割合が最も高くなっています⁴。(B-4)支援ニーズアンケート調査の対象世帯に関しても、父親・母親ともに、仕事をしていない理由として自分に病気や障害などがあることを挙げた割合が最も高く、6割以上となっています。(B-5)

図表 B-1 可処分所得の水準別、父親・母親の就業状況（市民アンケート）



※父親・母親のそれぞれについて、「わからない」及び「無回答」を除いて集計。

図表 B-2 可処分所得の水準別、父親・母親の就業形態（市民アンケート）



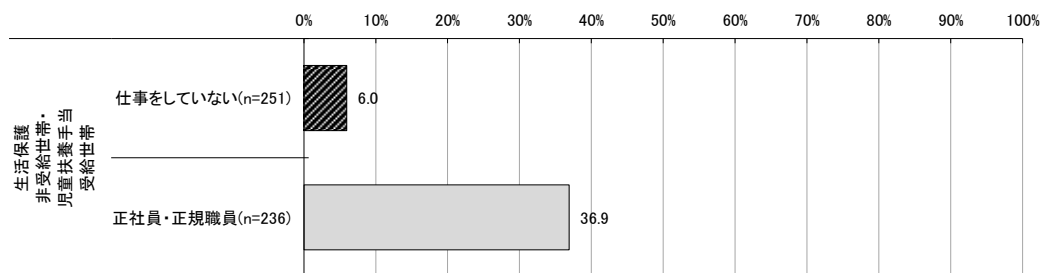
※父親・母親のそれぞれについて、「働いている」と回答したもののうち、就業形態について「わからない」及び「無回答」を除いて集計。

³ 正社員・正規職員である割合が低い一方で、父親に関しては「自営業主（商店主・農業など）」の割合が高く、母親に関しては「パート・アルバイト」等の割合が高くなっている。

⁴ 集計対象の度数が少ないことから、可処分所得分類別ではなく、全体としての結果を示した。

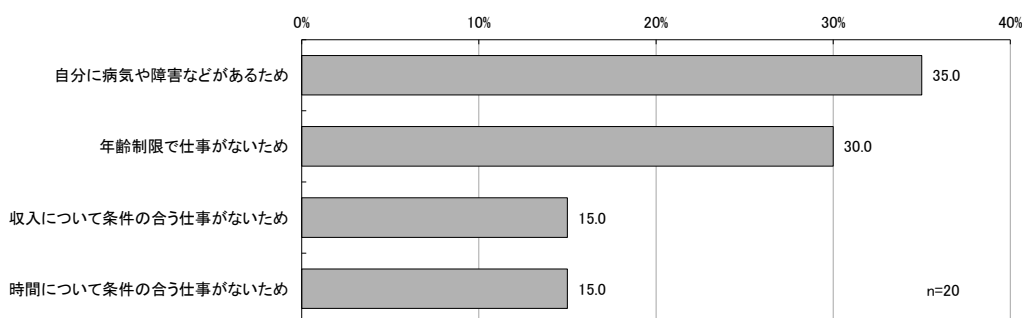
図表 B-3 児童扶養手当受給世帯（生活保護受給世帯を除く）の母親の就業形態

（支援ニーズアンケート）



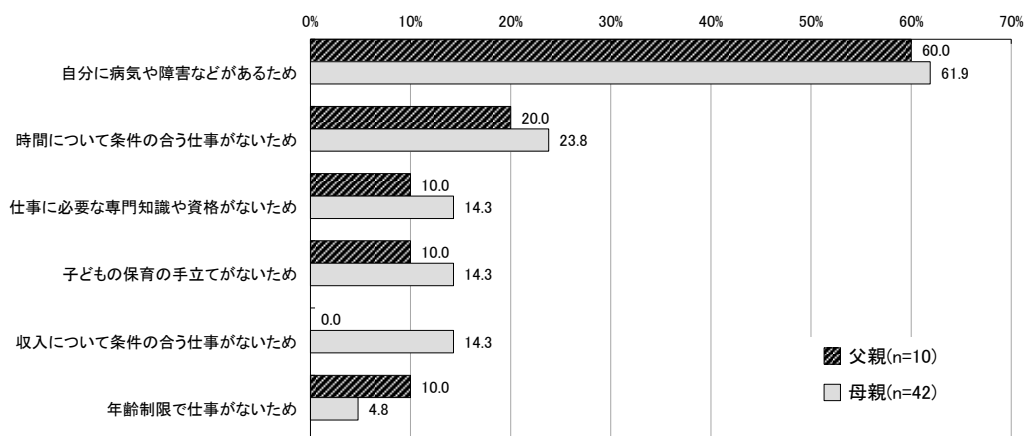
※母親に関し、就業の有無については、「無回答」を除いて集計。就業形態については、「働いている」と回答したものうち、「わからない」及び「無回答」を除いて集計。

図表 B-4 父親が仕事をしていない理由（市民アンケート、複数回答）



※父親が仕事をしていない理由について、「わからない」及び「無回答」を除いて集計。回答割合上位の4項目を掲載。

図表 B-5 父親・母親が仕事をしていない理由（支援ニーズアンケート、複数回答）



※仕事をしていない理由について、「わからない」及び「無回答」を除いて集計。回答割合上位の6項目を掲載。

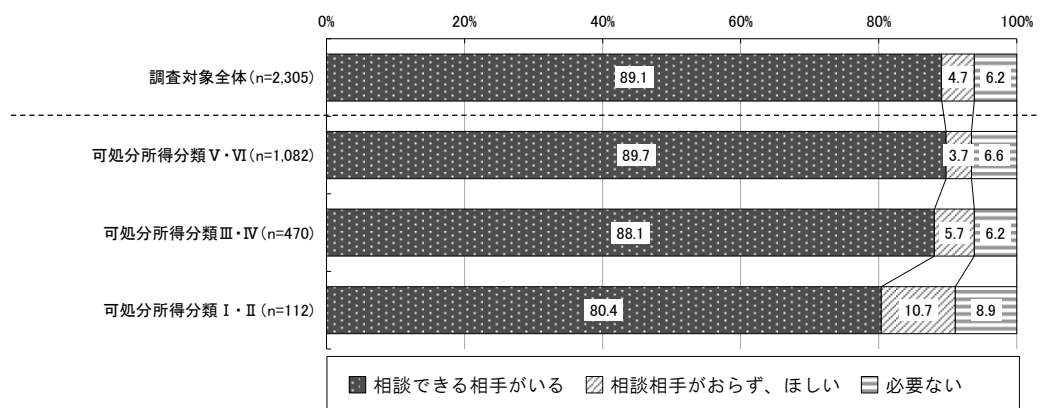
C 保護者の孤立・不安（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

所得の水準が相対的に低い世帯では、子育てのことについて相談できる相手について、「相談相手がおらず、ほしい」の回答割合が高くなっており、また、相談相手について「必要ない」との回答も若干高くなっています。(C-1)

なお、「相談相手がおらず、ほしい」と回答した場合にどのような相手に相談をしたいかを尋ねたところ、「カウンセラーなどの専門家」の回答割合が最も高くなっており、専門的な相談等をしたいと考えているがそれができていないという方が一定割合でいることがわかります⁵。(C-2)

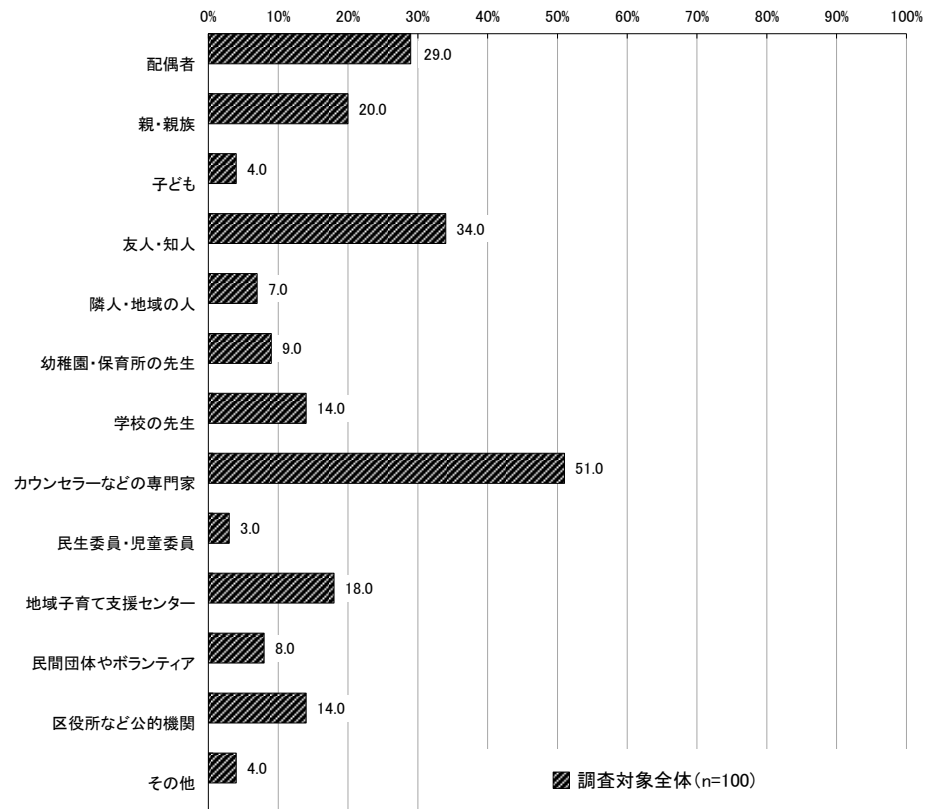
また、相談相手がおらず孤立しがちであるということとも関連し、所得の水準が相対的に低い世帯では、子育て・生活全般の不安や悩みが大きくなっていると考えられます。例えば、「子どもに対するしつけや教育に自信が持てない」、「気分が落ち込むことがよくある」、「自分が病気がちである（体調がすぐれない）」の回答割合が相対的に高くなっています。(C-3)

図表 C-1 可処分所得の水準別、子育てのことを相談できる相手の有無（市民アンケート）

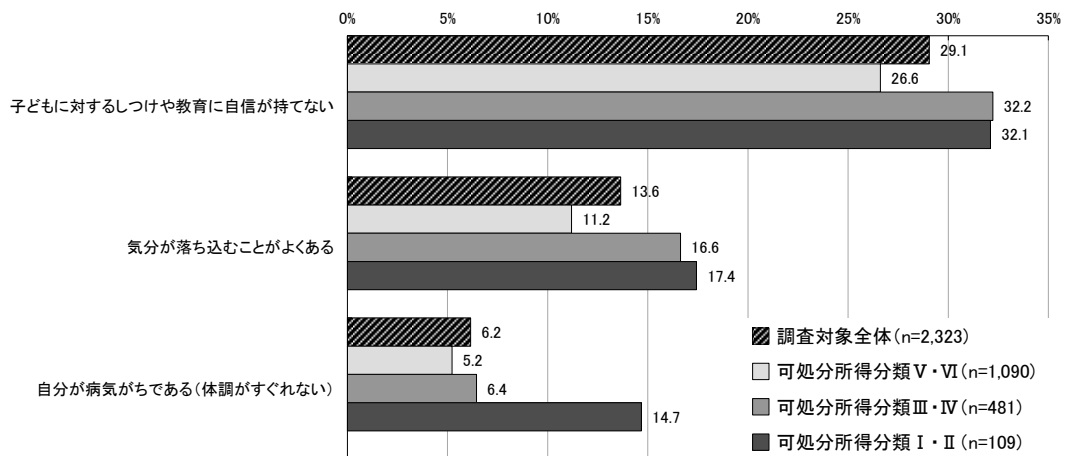


⁵ 相談したい相手に関する集計は、「相談相手がおらず、ほしい」と回答した度数が少ないため可処分所得分類別ではなく、調査対象全体でのみ行った。

図表 C-2 相談相手がほしい場合に相談したい相手（市民アンケート、複数回答）



図表 C-3 可処分所得の水準別、子育て・生活全般に関する心配ごとや悩みごと（市民アンケート、複数回答）

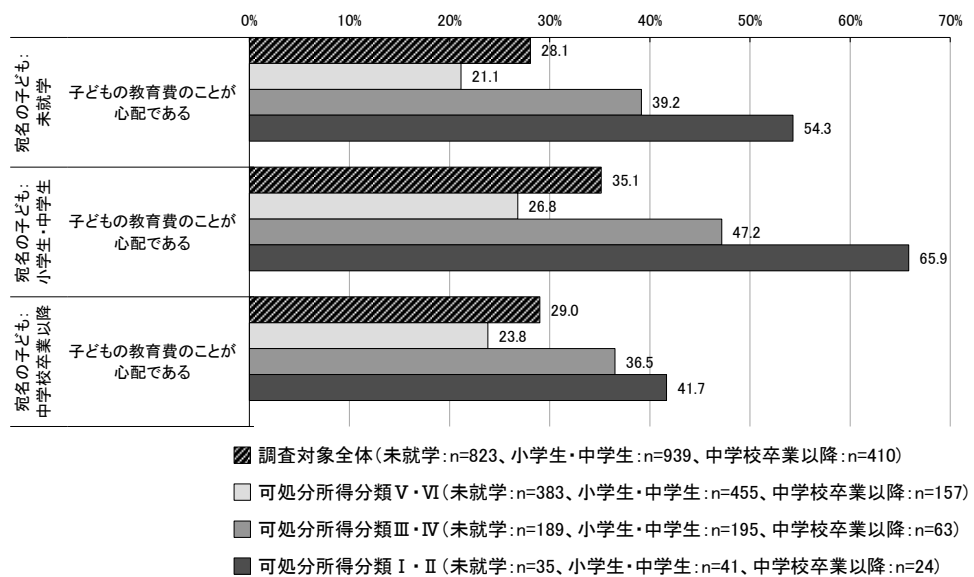


D 教育費の負担（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

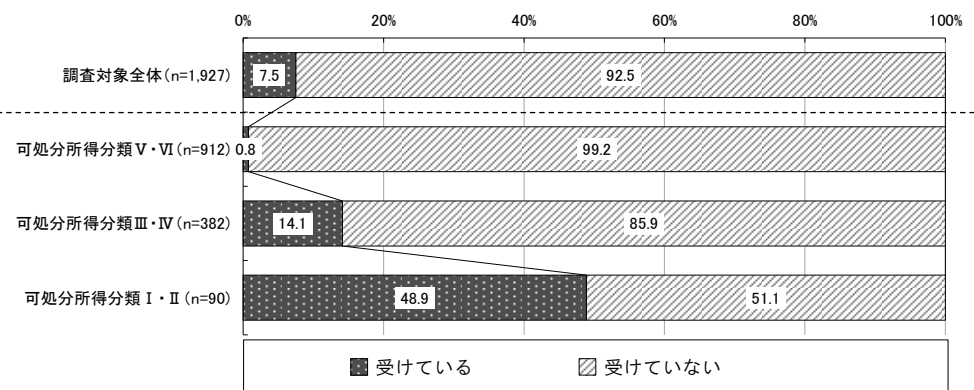
保護者が抱える悩み・不安の中でも、教育費の負担は特に課題になっていると考えられます。所得の水準が相対的に低い世帯では、子どもの学習や進学・就職等に関する心配ごとや悩みごとについて「子どもの教育費のことが心配である」と回答した割合が高くなっており、特に子どもが小学生・中学生の段階の場合に不安が大きくなっていることがうかがえます。（D-1）

なお、現在小学生・中学生がいる世帯における就学援助の利用状況について、「可処分所得分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯では、「受けている」の割合が半数程度となっています。（D-2）

図表 D-1 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、子どもの学習や進学・就職等に関する心配ごとや悩みごと（市民アンケート、複数回答）



図表 D-2 可処分所得の水準別、就学援助の利用状況（市民アンケート）



※「対象外（世帯に小学生・中学生はいない）」「わからない」「無回答」を除いて集計。

② 子ども・若者に関する現状・課題

子ども・若者に関しては、発達段階別に想定される課題の違いを踏まえつつ、「生活の基盤形成」「学び・学習」「進学・自立」の3つの領域に関し、状況を整理しました。

ア 生活の基盤形成に関する現状・課題

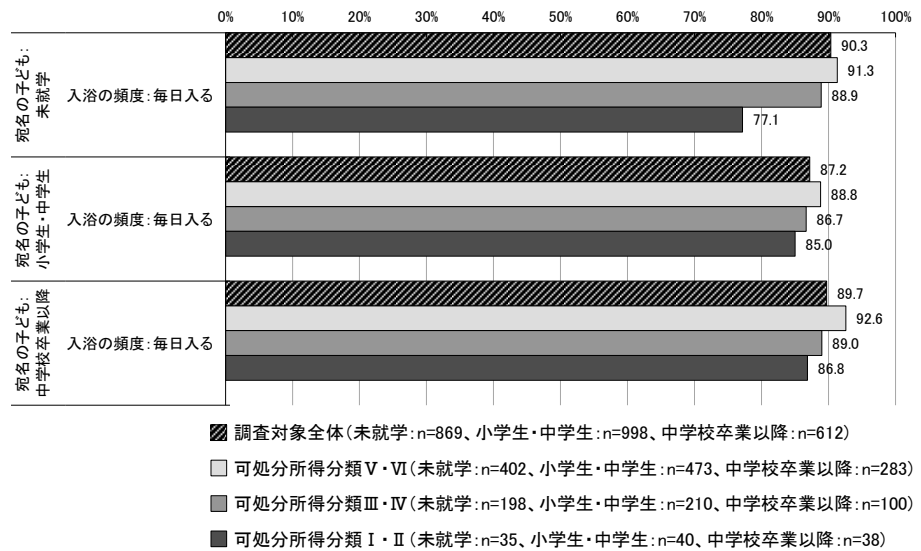
まず、「生活の基盤形成」については、「基本的生活習慣の形成」「朝食の欠食、孤食」「健康・発達状態」の3点について整理しました。

E 基本的生活習慣の形成（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

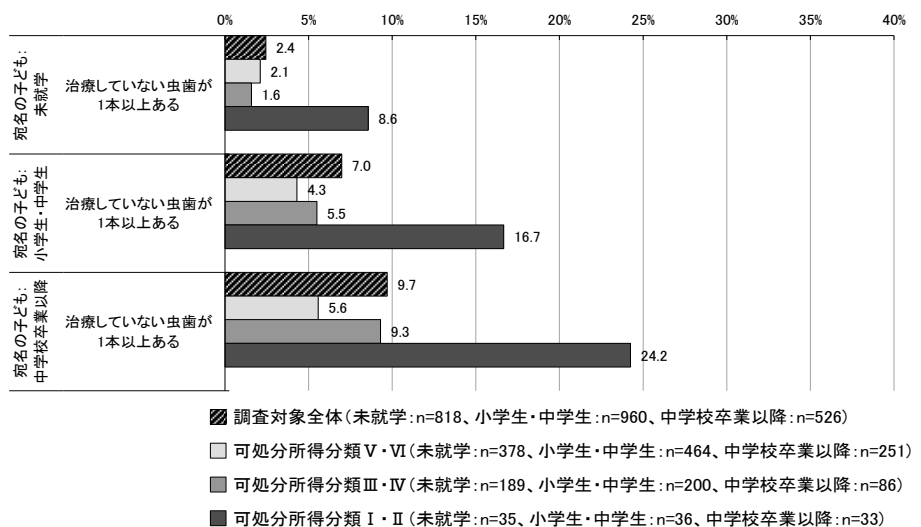
入浴頻度に関して、特に子どもが未就学の場合に、所得の水準が相対的に低い世帯では、「毎日入る」との回答割合が低い傾向が見られます。（E-1）

また、虫歯の有無に関して、就学前、小学生・中学生、中学校卒業以降のいずれの段階においても、所得の水準が相対的に低い世帯で未治療の虫歯がある割合が高くなっています。（E-2）

図表 E-1 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、入浴の頻度（市民アンケート）



図表 E-2 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、虫歯の有無（市民アンケート）



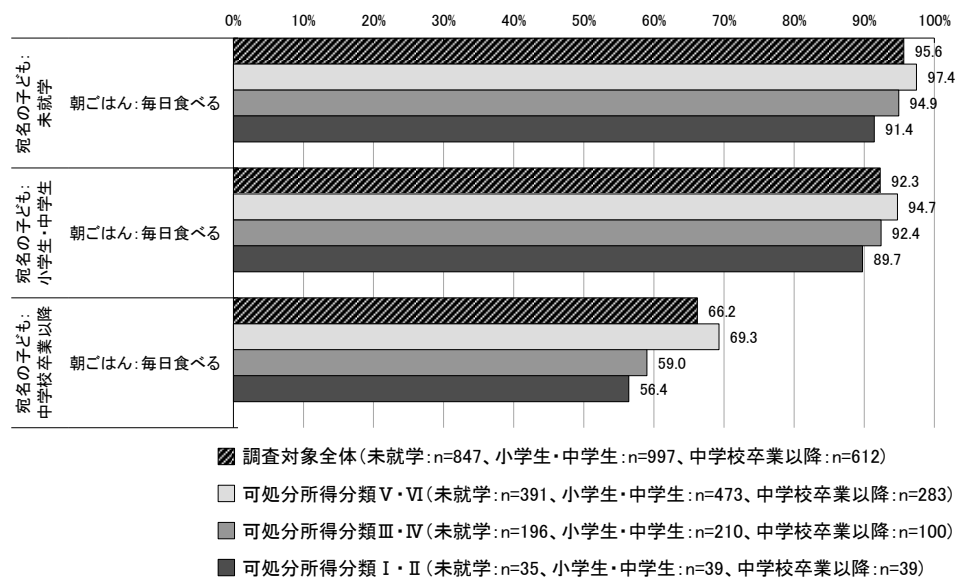
F 朝ごはんの欠食、孤食（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

朝ごはんの摂取状況について、就学前、小学生・中学生、中学校卒業以降のいずれの段階においても、所得の水準が相対的に低い世帯の子どもでは「毎日食べる」との割合が低くなっており、特に中学校卒業以降の段階で差が大きくなっています。（F-1）

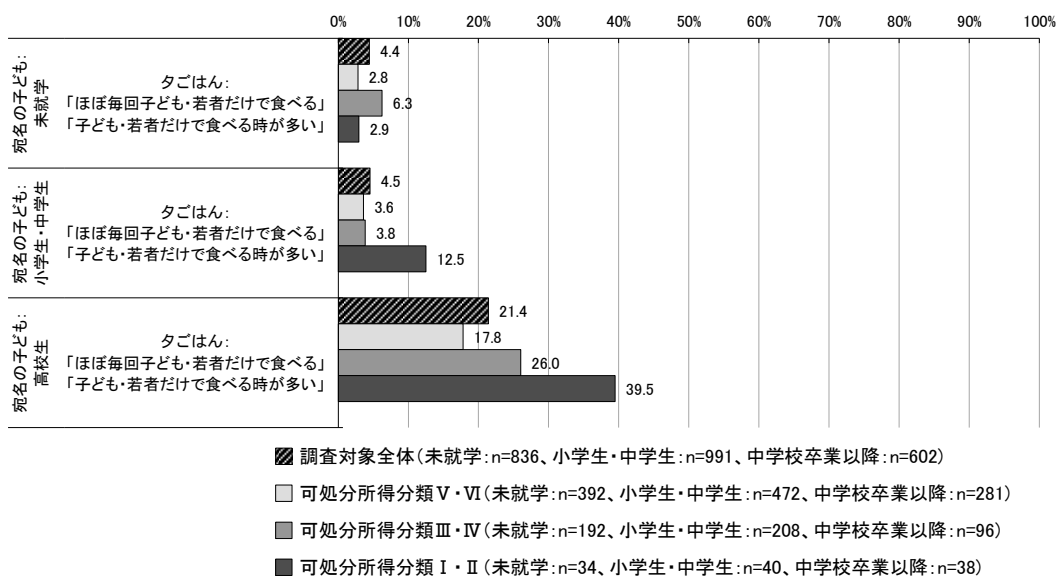
また、「可処分所得分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯では、夕ごはんを「ほぼ毎回子ども・若者だけで食べる」「子ども・若者だけで食べる時が多い」との回答割合が、子どもが小学生・中学生段階の場合は約1割、中学校卒業以降の段階では約4割となっており、特に中学校卒業以降の段階で差が大きくなっています。（F-2）

なお、「可処分所得分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯の子ども・若者は、夕ごはんを食べる時間がより遅い傾向にあることがうかがえます。（F-3）

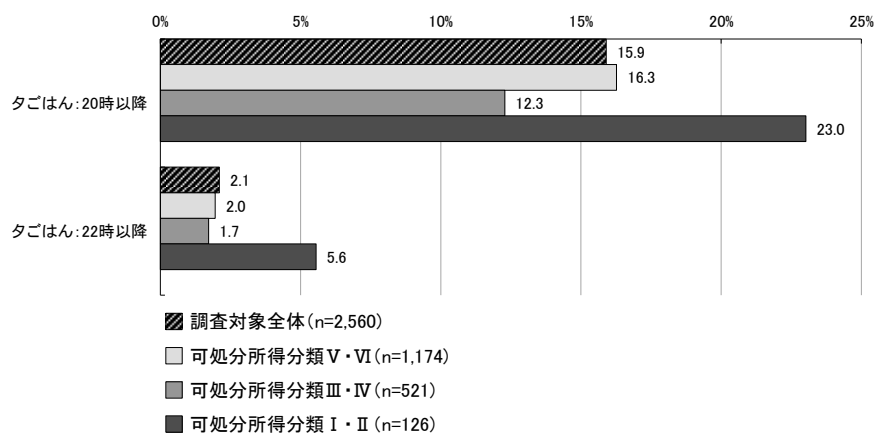
図表 F-1 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、朝ごはんを食べる頻度
（市民アンケート）



図表 F-2 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、夕ごはんを子ども・若者だけで食べる頻度（市民アンケート）



図表 F-3 可処分所得の水準別、子ども・若者が夕ごはんを食べる時間（市民アンケート）



※夕ごはんを食べる時間について、「夕ごはんはほとんど食べない」「わからない」及び「無回答」を除いて集計。

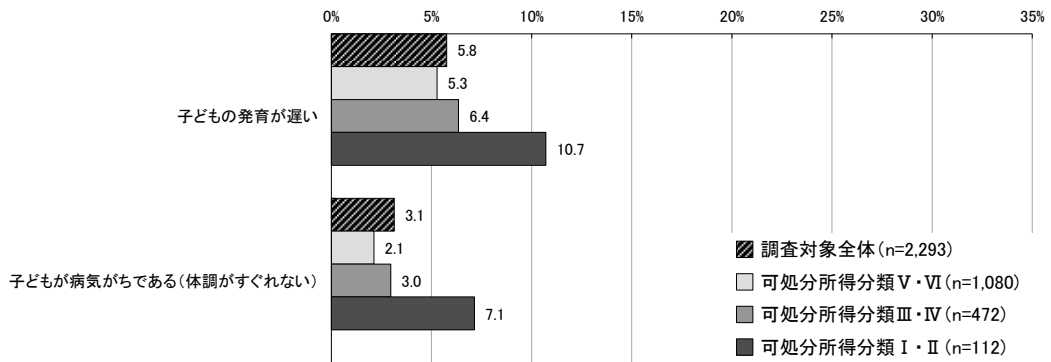
※掲載の「20 時以降」の集計値には「22 時以降」の回答が含まれる。

G 健康・発達状態（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

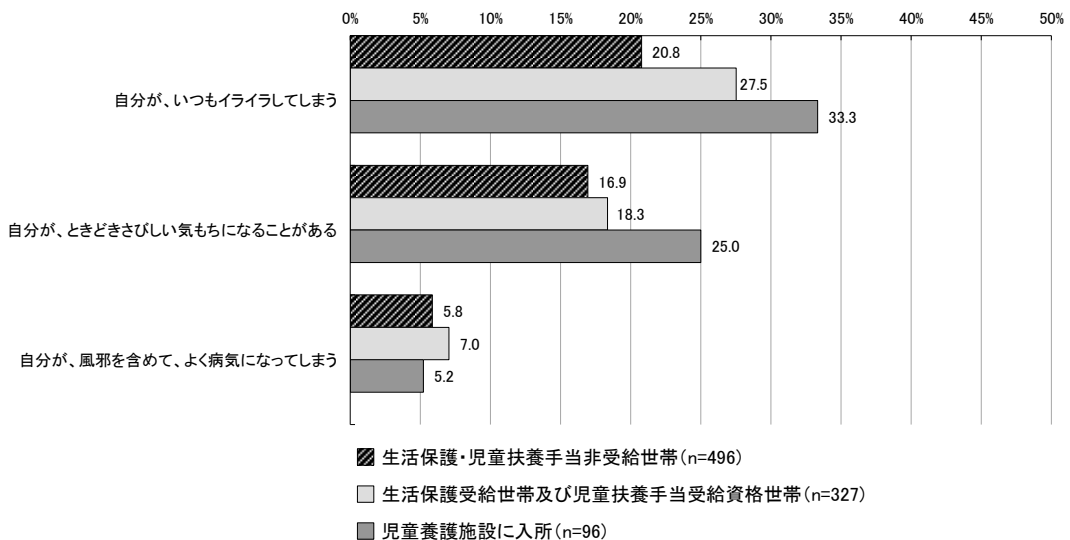
子どもの発育・成長等に関する心配ごとや悩みごとに関して、「子どもの発育が遅い」、「子どもが病気がちである（体調がすぐれない）」といった点について、所得の水準が相対的に低い世帯で回答割合が高く、子どもの健康・発育状態にも差異が生じています。（G-1）

なお、子ども・若者自身の回答で、「自分が、いつもイライラしてしまう」、「自分が、ときどきさびしい気持ちになることがある」といった点に関しては、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯の子どもや児童養護施設に入所している子どもで回答割合が比較的高くなっており、特に心理的な面での課題を抱えていることがうかがえます。（G-2）

図表 G-1 可処分所得の水準別、子どもの発育・成長等に関する心配ごとや悩みごと（市民アンケート、複数回答）



図表 G-2 世帯の状況別、子ども・若者が家での生活で心配なこと（支援ニーズアンケート、複数回答）



イ 学び・学習に関する現状・課題

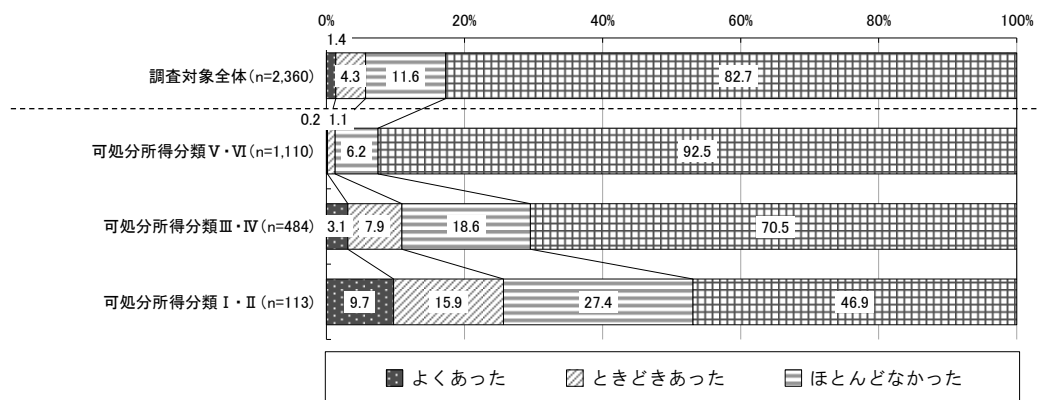
子ども・若者の「学び・学習」について、「学習環境」「多様な体験活動」「学習のつまずき」「学校での疎外感・不登校」の4点について整理しました。

H 学習環境（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

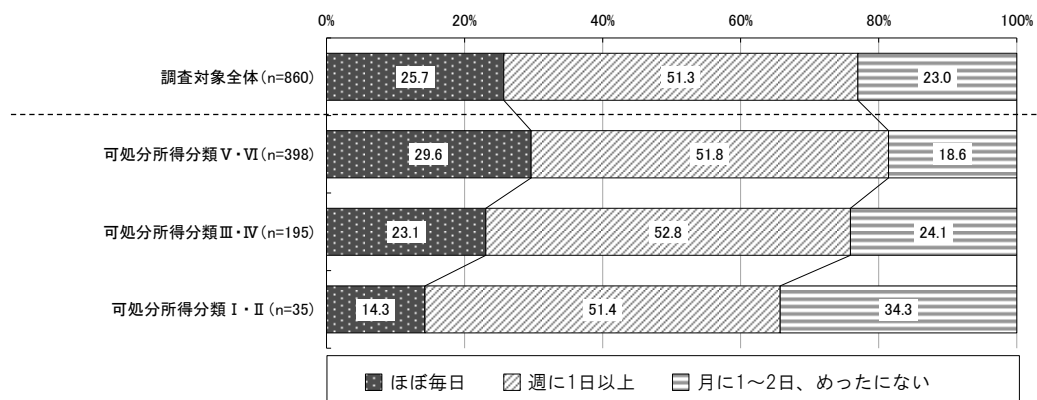
所得が相対的に低い世帯では、子どもが必要とする文具や教材が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」と回答した割合が高くなっており、家庭の学習環境に差異が生じていることが示唆されます。（H-1）

また、子どもが未就学の場合に、保護者から子どもへの本の読み聞かせの状況に着目すると、所得が相対的に低い世帯では、機会・頻度が相対的に少なくなっています。このことから、家庭における保護者と子どもとの関わり方についても差異が生じていることがうかがえます。（H-2）

図表 H-1 可処分所得の水準別、文具や教材が買えなかった経験の有無（市民アンケート）



図表 H-2 可処分所得の水準別、保護者から子どもへの本の読み聞かせの機会・頻度（市民アンケート、宛名の子どもが未就学の場合のみ）

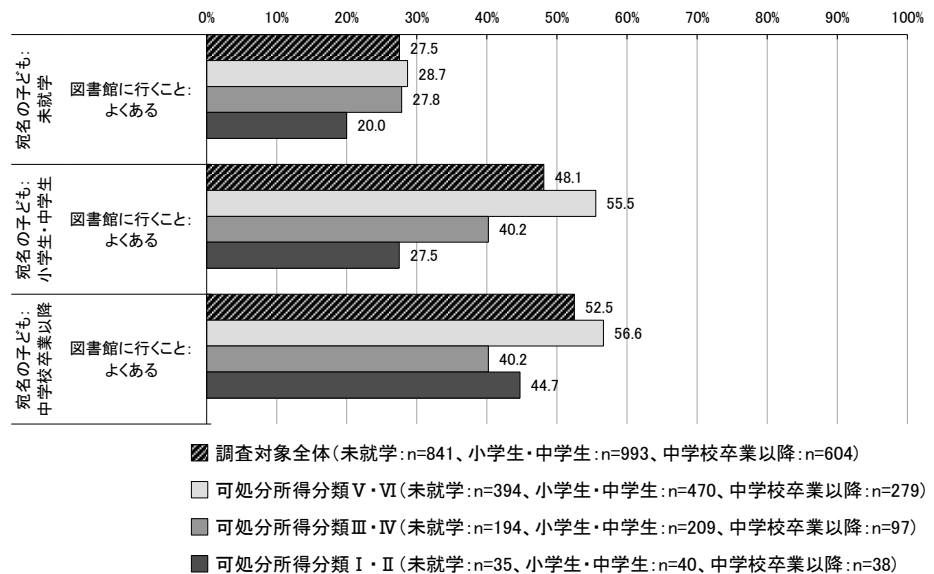


Ⅰ **多様な体験活動**（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

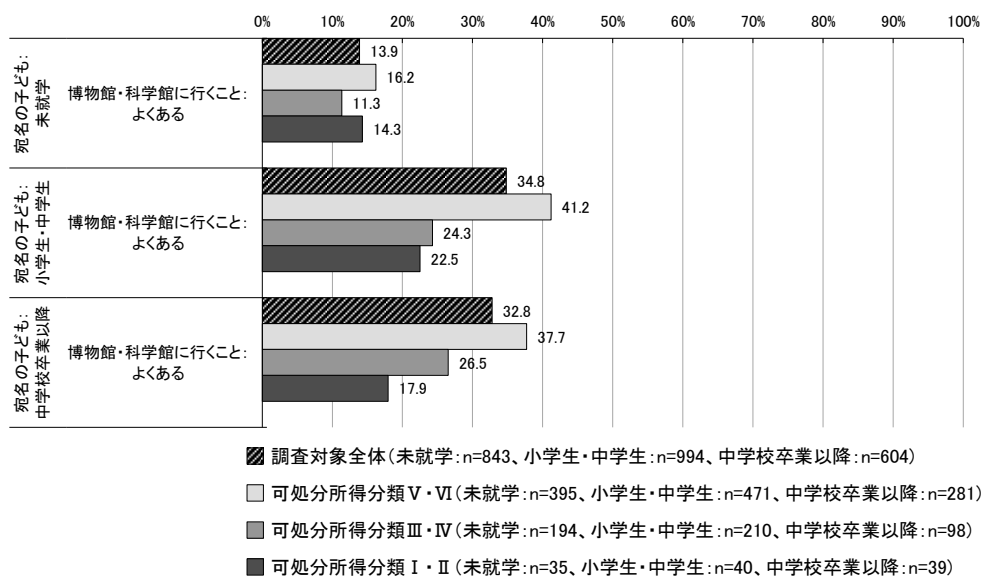
所得の水準が相対的に低い世帯では、「図書館に行くこと」に関して「よくある」との回答割合が低い傾向にあり、特に子どもが小学生・中学生の段階において差異が大きくなっています。「博物館・科学館に行くこと」や「美術館・劇場に行くこと」についても、小学生の段階以降、差が生じていることがうかがえます。また、「公園などで植物や生物に触れたり観察したりすること」といった野外活動の状況についても、所得の水準が相対的に低い世帯では「よくある」の回答割合が低い傾向が見られます。(I-1~I-4)

このほか、習い事の状況にも格差が生じていると考えられ、子ども自身が「やってみたいこと」として習い事を挙げた割合は、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯の子どもや児童養護施設に入所している子どもにおいて比較的高くなっています。(I-5)

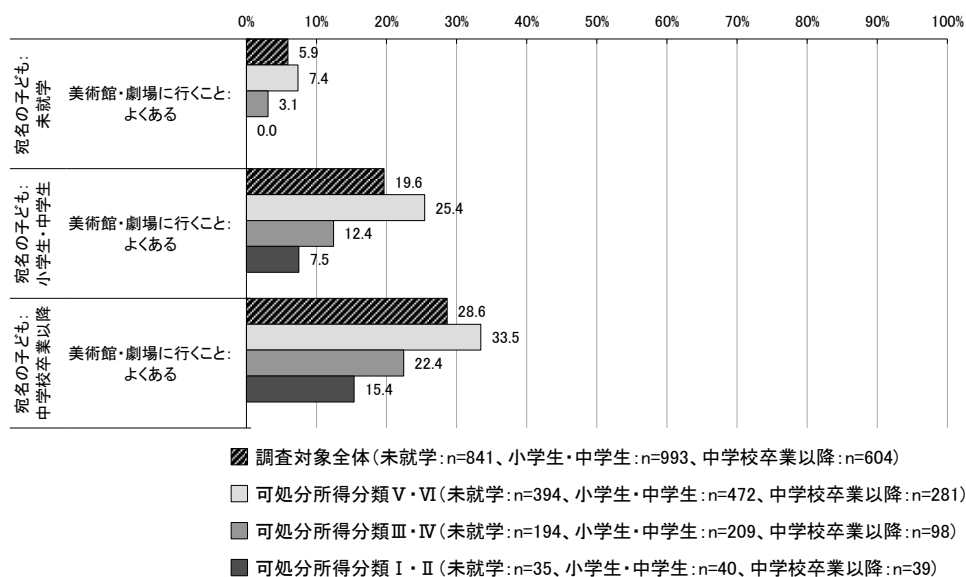
図表 I-1 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、「図書館に行くこと」の経験の有無（市民アンケート）



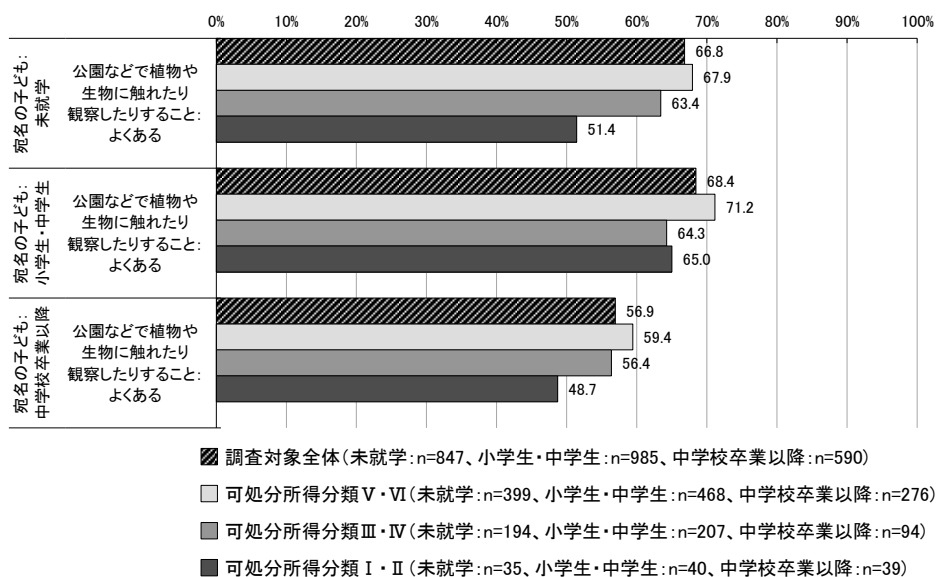
図表 I-2 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、「博物館・科学館に行くこと」の経験の有無（市民アンケート）



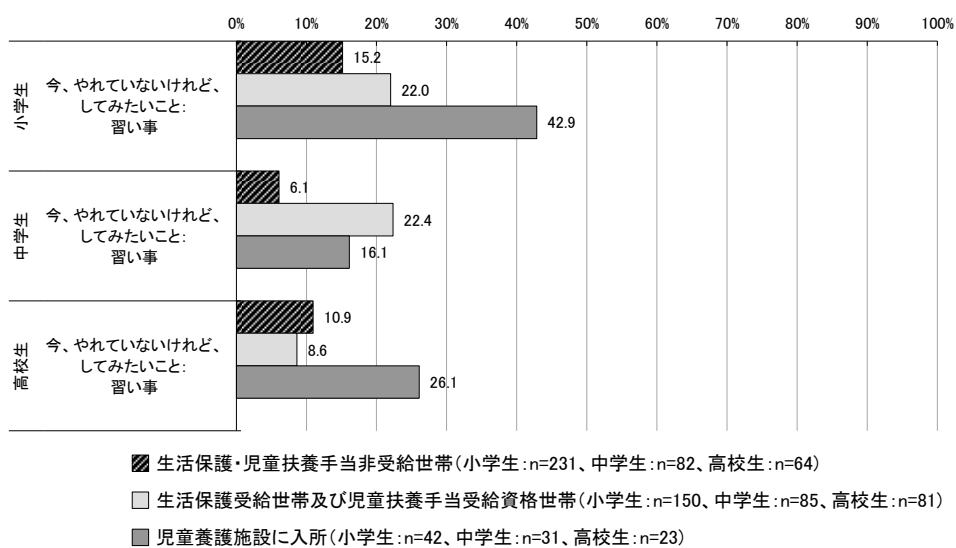
図表 I-3 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、「美術館・劇場に行くこと」の経験の有無（市民アンケート）



図表 I-4 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、「公園などで植物や生物に触れたり観察したりすること」の経験の有無（市民アンケート）



図表 I-5 子ども・若者の発達段階別、世帯の状況別、「してみたいこととしての習い事」の回答状況（支援ニーズアンケート）



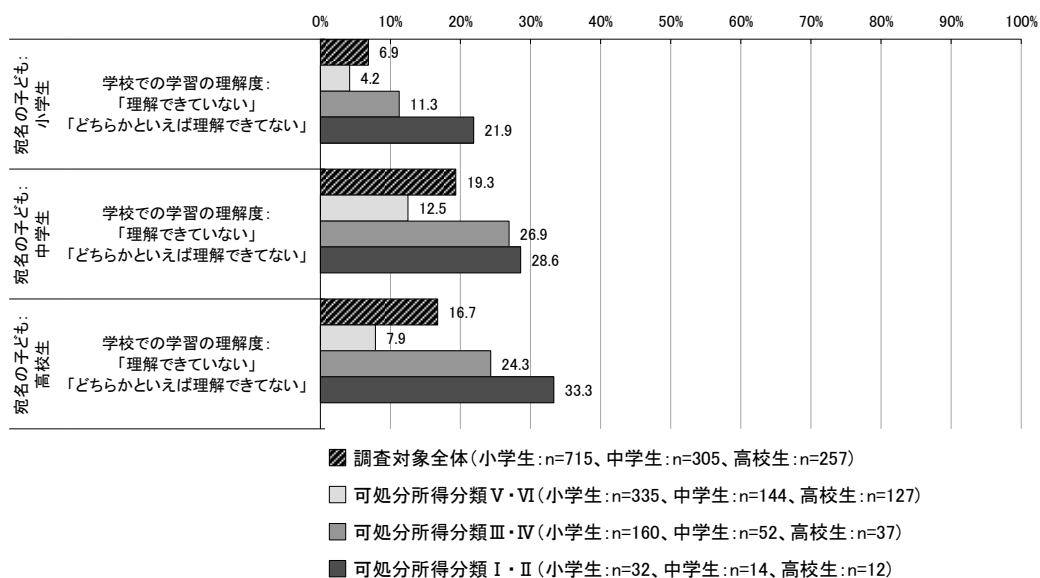
※選択肢は「習い事（野球やサッカーなどのスポーツ・ダンススクール・ピアノ教室など）」として調査を行ったものであり、「してみたいこと」として回答された割合を集計した。

」 **学習のつまずき**（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

所得の水準が相対的に低い世帯では、子どもの学校での学習の理解度について「理解できていない」または「どちらかといえば、理解できていない」との回答割合が比較的高くなっています。特に、「可処分所得Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯では、小学生の段階で2割以上が学校での学習があまり理解できてないと回答しています。(J-1)

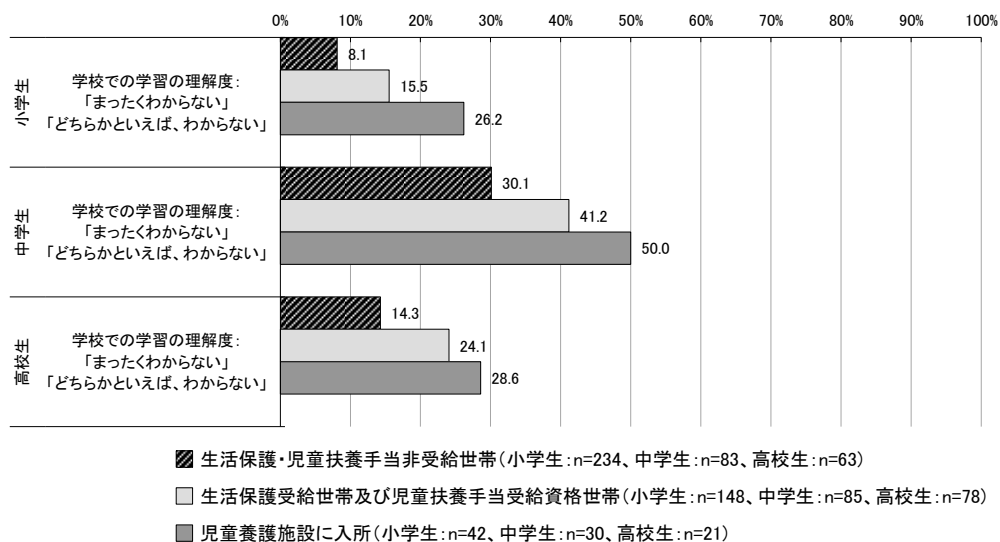
また、子ども自身の回答として、「まったくわからない」または「どちらかといえば、わからない」と回答した割合は、児童養護施設に入所している子どもで高く、課題が大きいことがうかがえます。(J-2)

図表 J-1 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、学校での学習の理解度
(市民アンケート)



※学校での学習の理解度に関して「わからない」「無回答」を除いて集計。

図表 J-2 子ども・若者の発達段階別、世帯等の状況別、学校での学習の理解度
(支援ニーズアンケート)

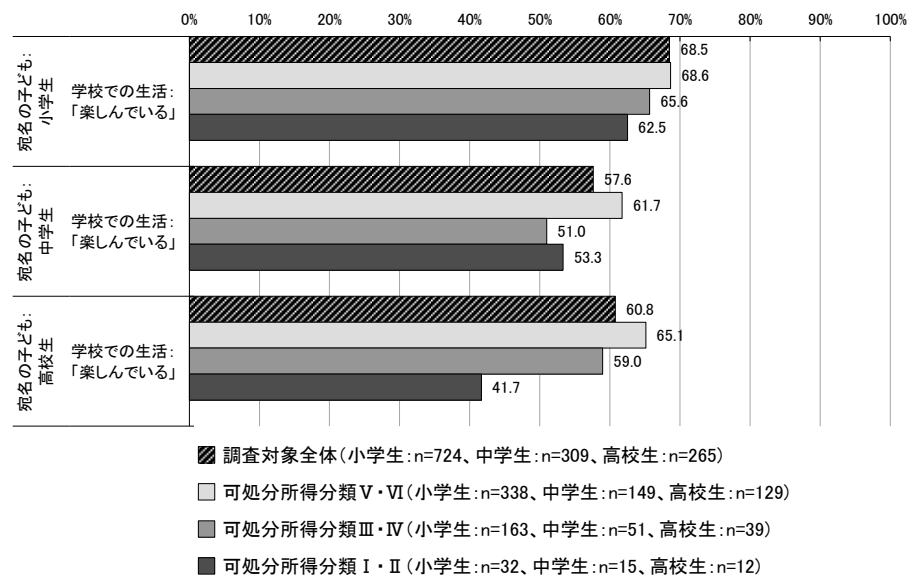


K 学校での疎外感・不登校（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

所得の水準が相対的に低い世帯では、子どもが学校生活を「楽しんでいる」と回答した割合が比較的低くなっています。特に高校生段階での差異が大きく、学校段階が上がるにつれ、学校生活を積極的に楽しんでいる子どもが少なくなっていることがわかります⁶。（K-1）

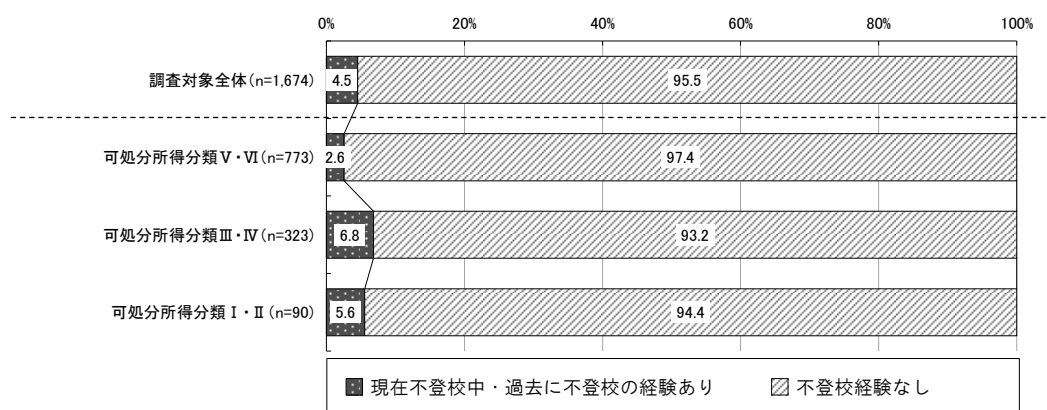
また、所得の水準が相対的に低い世帯では、現在または過去に不登校経験がある割合が若干高くなっています。（K-2）

図表 K-1 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、学校生活の過ごし方
（市民アンケート）



※学校生活の過ごし方に関して「わからない」「無回答」を除いて集計。

図表 K-2 可処分所得の水準別、不登校経験の有無（市民アンケート）



※子どもの不登校の経験について、未就学段階の子どもを除いた上で、「わからない」「無回答」を除いて集計。

⁶ 支援ニーズ調査から把握される子ども自身の回答からも、特に中学生・高校生段階において、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯の子どもや児童養護施設に入所している子どもにおいて「楽しんでいる」の割合が比較的低い傾向が見られる。

ウ 進学・自立に関する現状・課題

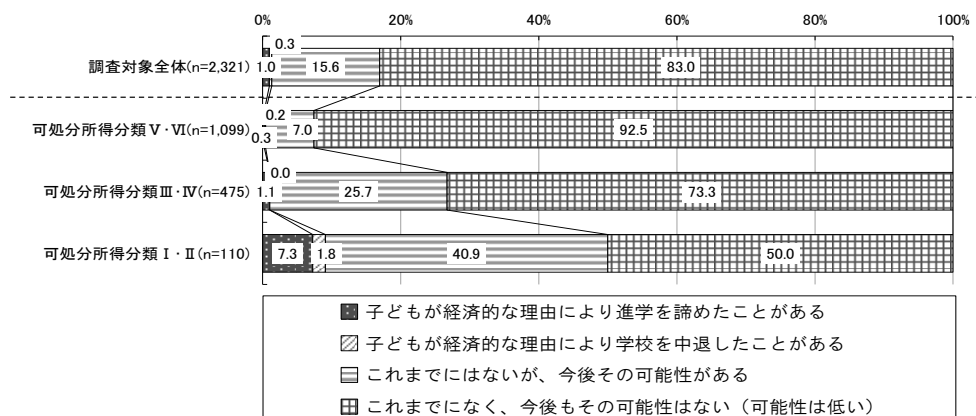
子ども・若者の「進学・自立」について、「進学断念・中退」「将来展望」「若者の不安定な就労・無業等の状況」の3点について整理しました。

L 進学断念・中退（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

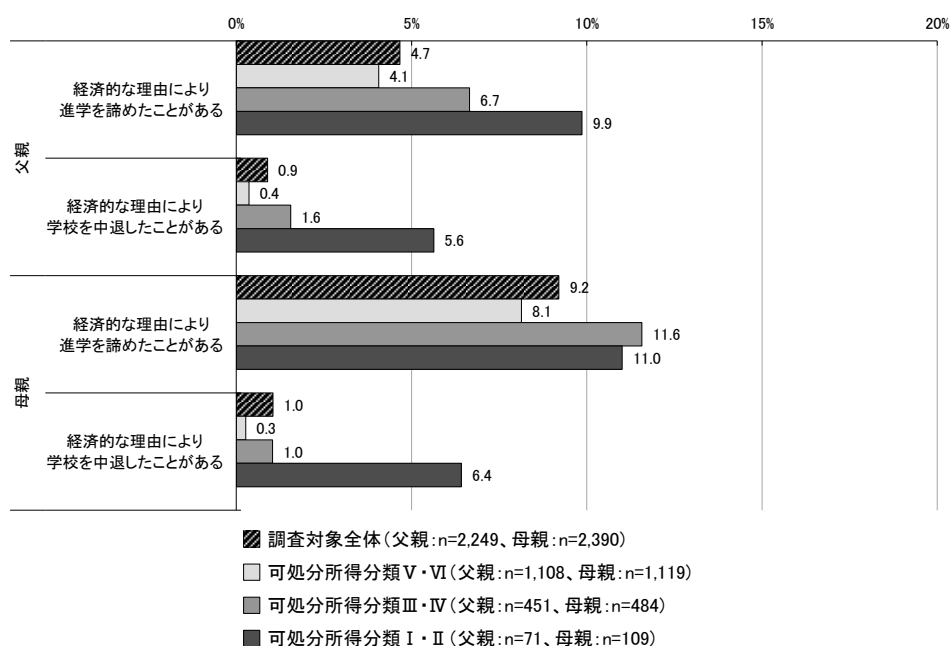
経済的な理由による進学断念・中退について、全体では約2割の世帯で経験がある、または可能性があると考えられています。特に、「可処分所得分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯ではその割合は約5割と高くなっており、本人の希望等によらず進学・在学を諦めざるをえない状況が生じる可能性が高いと考えられます。（L-1）

なお、所得が相対的に低い世帯では、保護者自身が経済的な理由による進学断念・中退を経験している割合が比較的高く、状況が連鎖する可能性があることがうかがえます。（L-2）

図表 L-1 可処分所得の水準別、子ども・若者の進学断念や学校中退経験の有無（市民アンケート）



図表 L-2 可処分所得の水準別、父親・母親の進学断念・中退経験の有無（市民アンケート）



※それぞれ、「わからない」「無回答」を除いて集計。

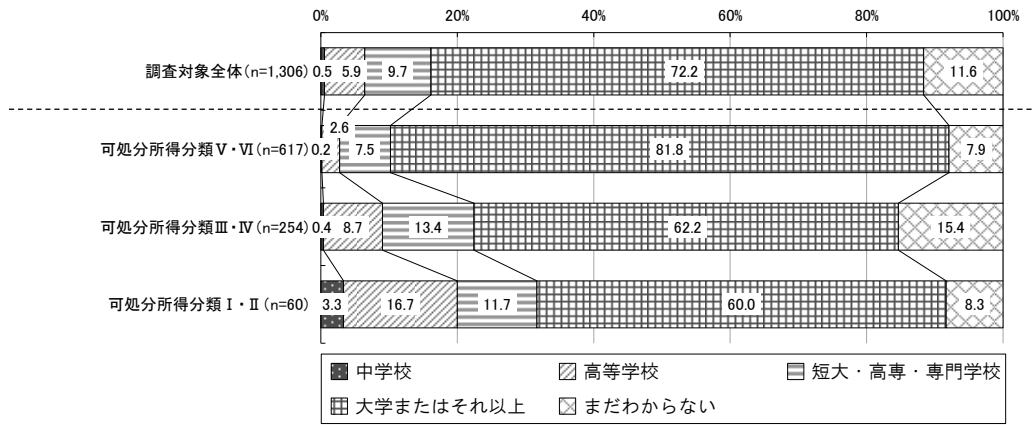
M 将来展望（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

進学の見込みや将来の目標などの、子ども・若者が抱く将来展望にも格差が生じているのではないかと考えられます。

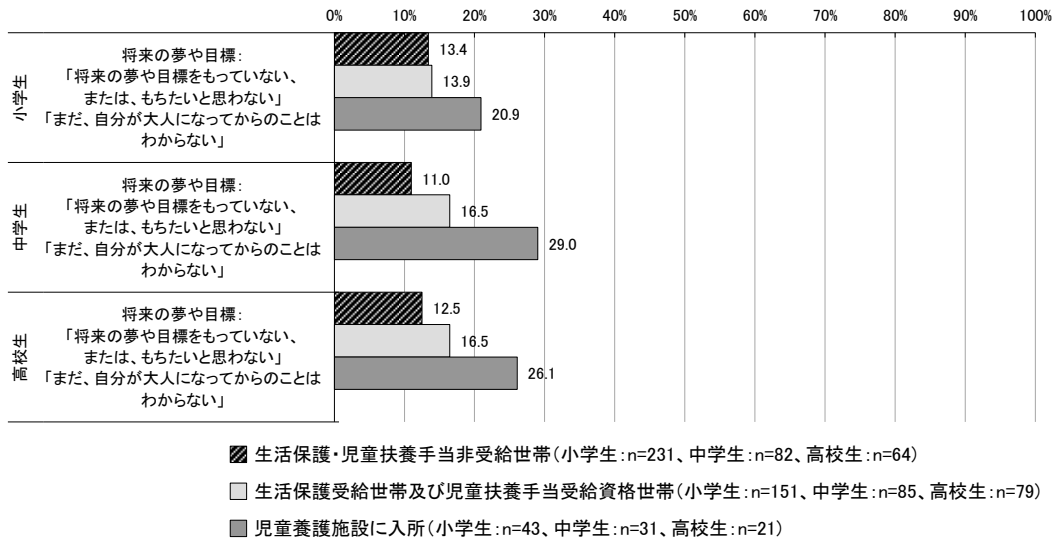
例えば、保護者が子どもに想定・期待する学歴について、所得の水準が相対的に低い世帯では「大学またはそれ以上」の回答割合が低く、このような保護者の意向等により子ども・若者の将来展望が制約されることがあると推察されます。(M-1)

また、子ども自身の回答として、「将来の夢や目標をもっていない、または、もちたいと思わない」及び「まだ、自分が大人になってからのことはわからない」と回答した割合は、児童養護施設に入所している子どもで特に高くなっており、学習面のみならず、進学・キャリア形成等の面でも課題が大きいことが示唆されます。(M-2)

図表 M-1 可処分所得の水準別、想定・期待される学歴（市民アンケート）



図表 M-2 世帯等の状況別、子ども・若者の発達段階別、将来の夢や目標（支援ニーズアンケート）



N 若者の不安定な就労・無業等の状況

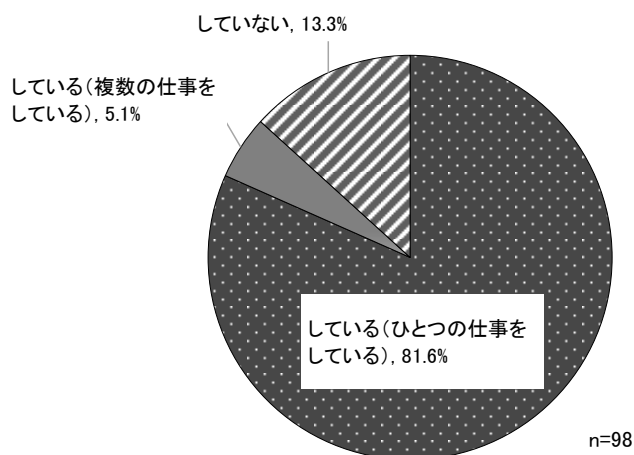
(文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。)

学校等を卒業した後の若者について、回答者の約1割以上が仕事をしていない状況にあります⁷。(N-1)

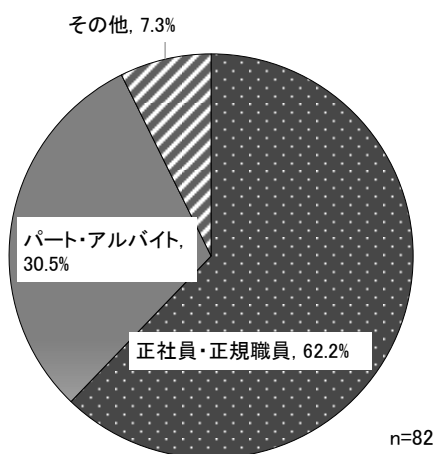
また、仕事をしている場合であっても、正社員・正規職員である割合は約6割であり、非正規等の就業形態である者の割合が高いことがわかります。(N-2)

なお、仕事をしている人の約1割が「今すぐにでも転職したい」と考えており、就労に関する相談や自立に関する支援については、全体の約4割が「今後利用したいと思う」と回答しています。これらから、若者の不安定な就労状況等も課題になっていることがうかがえます。(N-3~4)

図表 N-1 若者の学校卒業後の就業の状況 (市民アンケート)



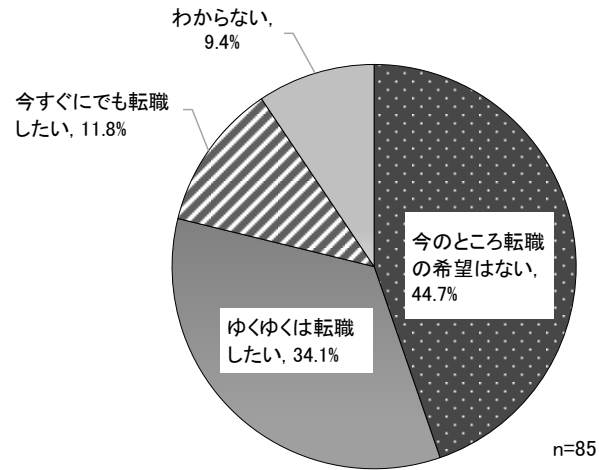
図表 N-2 現在働いている若者の就業形態 (市民アンケート)



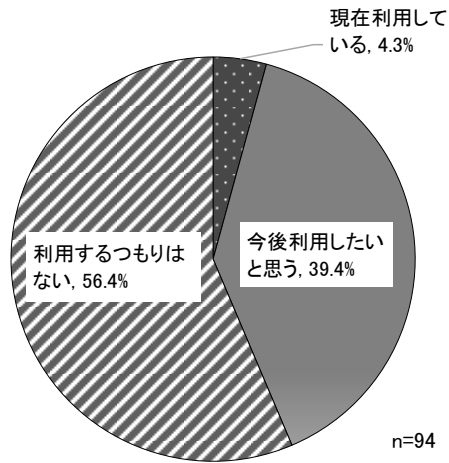
※ここでは、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」、「人材派遣会社の派遣社員」、「自営業主(商店主・農業など)」、「自家営業の手伝い」は「その他」として集計。

⁷ 若者の就労等の状況に関しては、集計対象の度数が少ないことから、可処分所得分類別ではなく、全体としての結果を示した。

図表 N-3 現在働いている若者の転職意向（市民アンケート）



図表 N-4 若者の就労に関する相談や自立に向けた支援の利用意向（市民アンケート）



(3) ヒアリング調査から把握された状況

「支援者ヒアリング」からは、個別事例に基づく保護者・子どもに関する現状・課題、及び、支援者の視点に基づく「子どもの貧困」の支援のあり方に関する現状・課題等について整理しました。

① 保護者に関する現状・課題

保護者自身の生活における課題のために、子どもの養育に困難が生じています。まず、個別事例から把握された保護者自身の生活の現状・課題を「生活管理の状況」「不安定な就労の状況」「保護者の成育歴等に関する様々な困難」「援助希求行動」の4点から整理しました。

a 生活管理の状況

個別事例のヒアリングで、金銭管理ができない、家事ができない、子育てができないという保護者の生活状況が数多く聞かれました。

例えば、金銭管理が困難な事例では、水道や通信料金の支払いを滞納する、お金の使い方の優先順位に課題があるという状況にあることがわかりました。また、家事や子育てができない場合には、子どもに十分な食事を与えられない、洗濯や入浴をさせていないなど清潔が保たれていないという課題が聞かれました。保護者が家を空けてしまう事例では、下のきょうだいの世話を上のきょうだいがしているという状況にあるとのことでした。

また、保護者が生活の管理ができない状況の背景の一部として、保護者が障害や疾病、精神疾患を抱えているという事例が複数把握されました。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ 金銭管理ができない。お金の使い方の優先順位に問題がある。
- ・ 保護者が子育てに手が回らず、上のきょうだいが下のきょうだいの世話をしている、学校に通えない状況になっている。
- ・ 子どもが十分な食事を与えられていない。衣服に汚れがある。毎日同じ服を着ている。
- ・ 基本的な生活習慣が身についておらず、風呂に入らない生活をしている。
- ・ 保護者が何日も自宅を空けて、子どもたちだけで暮らしている様子がある。

b 不安定な就労の状況

ヒアリングで把握された個別事例の保護者の就労状況を確認すると、ひとり親世帯のケースでは、半数近くが働いていない状況でした。

また、就労していない保護者の状況をみると、疾病や精神疾患を抱えているため就労が困難というケースが大部分を占めていました。他方で、就労している保護者では、アルバイトやパートタイム就労という非正規雇用が中心となっていることが把握されました。

c 保護者の成育歴等に関する様々な困難

ヒアリングで把握された個別事例の約半数の保護者に関して、障害があるか、その疑いがあるということが挙げられています。また、疾病や何らかの依存症があるなど、健康状態に課題があるという事例も数多く確認されました。両親ともに疾病あるいは障害を抱えている世帯もあり、両親による子どもの養育が困難である状況にあることがわかりました。

このほか、個別事例で挙げられた保護者について特に考慮すべき点として、保護者自身が子どもの頃に貧困であったこと、親から虐待を受けた経験があること、配偶者に暴力を受けた経験があることなど、貧困や、家庭内の暴力の連鎖を示唆する意見がありました。また、保護者が良好な対人関係や親子関係を築きにくいという課題があり、孤立しやすい傾向にあるという意見もありました。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ 健康状態に課題がある。（疾病がある、入院している、病弱である、薬物・アルコール等の依存症の治療歴がある等）
- ・ 障害あるいはその疑いがある。精神障害（うつ病、境界性人格障害、統合失調症、適応障害、パニック障害）、知的障害、発達障害などがある。
- ・ 保護者自身が自分の親から虐待を受けた経験がある。
- ・ 前夫からDVを受けて離婚した。DVで大きな傷を受けたと話している。
- ・ 保護者の実家も経済的な貧困状態にあり、学歴は中卒である。世代間で貧困が連鎖している。
- ・ 保護者が子どもの頃にいじめにあっていた。対人関係がうまく築けない。

d 援助希求行動

自分の抱える問題を解決できないときに、身近な家族や友達、専門家、行政機関などに相談して助けを求めることができるか否かという点が重要と考えられます。他者に助けを求めることを「援助希求行動」といいます。

ヒアリングで把握された個別事例の保護者に援助希求行動があるか（支援を求めることができるか）を確認したところ、自分の抱える課題を整理して自ら相談ができる例は少数で、自らの課題を整理することができない例が多くありました。

また、支援者が、子どもの育ちの観点から子どもへの支援が必要であると捉えている一方で、援助希求行動がない（支援を求めることがない）保護者の中には、自身の家庭の状況に課題があると考えておらず、保護者と支援者の認識に大きな隔たりがあるという事例もありました。このように保護者が支援の必要はないと考えている場合には、そのことが子どもに支援が届かない要因の一つとなっていると考えられます。また、現状に課題があると認識していても、他者に助けを求めることのできない、地域の中で孤立した状況にある保護者も存在していると考えられます。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ SOSを出すことはできるが、自分の課題を整理できない。
- ・ SOSを出すことはない。今の生活に問題がないと思っている。
- ・ 生活に課題があると認識はしているが、周囲にSOSを出すことができない。話の内容を交通整理できない。

② 子ども・若者に関する現状・課題

続いて、子ども・若者の現状・課題について、アンケート調査と同様に、発達段階別に想定される課題を踏まえ、「生活の基盤形成」「学び・学習」「進学・自立」の3つの領域に関して整理しました。

ア 生活の基盤形成に関する現状・課題

まず、「生活の基盤形成」については、「愛着の形成と基本的信頼感」「基本的生活習慣」の2点について整理しました。

e 愛着の形成と基本的信頼感

「基本的信頼感」は、子どもが健やかに成長し、他者と関わる社会生活をおくるための土台となるもので、乳幼児期の発達の過程で育まれることが望まれます。また、基本的信頼感とは、保護者等の身近な人から愛されている、大切にされていると感じ、情緒的な絆（愛着関係）を築くことで形成されると考えられます。

ヒアリングで把握された個別事例に関し、乳幼児・小学生がいる世帯の親子の愛着関係について確認したところ、乳幼児のいる世帯では、愛着関係に何らかの課題がある事例が多くなっていました。

また、小学生のいる世帯では、親子の愛着関係に課題がある例として、保護者が子どもに無関心である事例や、保護者が子どもに過度に依存している事例などが把握されました。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ 親子に愛着関係がある。
- ・ 母の子に対する思いはあるが、愛し方がわからない様子である。
- ・ 父親との関係は完全な主従関係である。
- ・ 父親は子に対して無関心で、母が一時入院の際、父子だけの生活となり、夜間放置などからネグレクトの通告があった。
- ・ 手が出ることが多い。愛情はあるものの、過干渉で手が出るようだ。暴言も多い。
- ・ 母親が子どもに依存をしている。

f 基本的な生活習慣

基本的な生活習慣を身につけることは、子どもの健やかな成長にとって重要であることに加え、学力の素地となる学習習慣や、さらには社会的に自立していくために必要な自己肯定感を育む上で基礎的な土台となると考えられます。

ヒアリングで把握された個別事例に関し、子どもに食事、排せつ、睡眠、清潔などの基本的な生活習慣が身についているかを確認したところ、乳幼児のいる世帯では、基本的な生活習慣を身につけるような養育を保護者ができていない事例が多数を占めていました。ただし、そのような場合でも、保育所が集団生活を通じて基本的な生活習慣を身につける支援を行い、子どもの育ちを支えているということも把握されました。

また、小学生のいる世帯では、小学校に通うことができないことで基本的な生活習慣に課題が生じているという事例がありました。このほか、子どもの発達に遅れがあるという場合や発達障害等がある場合に、「年齢に相応な基本的な生活習慣」が身につけているとは言えないという意見がありました。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ 基本的な生活習慣が身についている。
- ・ 保護者が日中起きていないので、起床のリズムはなく着替え等の習慣もない。
- ・ ネグレクトの疑いがある。子どもは年齢に応じた食事が与えられていない。
- ・ 保育所に通っていることで、排せつの自立の定着や、基本的な生活習慣が保たれている状態である。
- ・ 学校に行かず年少のきょうだいの世話をしている状況なので、小学生としての普通の生活は過ごせていない。

イ 学び・学習に関する現状・課題

子ども・若者の「学び・学習」について、「自己肯定感」「学習内容の理解」「不登校、非行、ひきこもり等の状況」の3点について整理しました。

g 自己肯定感

「自己肯定感」は、自分に対する肯定的な意識をいいます。なお、自己肯定感は、「自らの力の向上に向けて努力することで得られる達成感や、他者からの評価等を通じて育まれる自己肯定感」と、「自らの長所のみならず短所を含めた自分らしさや、個性を冷静に受け止めることで身につけられる自己肯定感」の二つの側面から捉えられます⁸。

子どもや若者の自己肯定感は、自信を持って成長し、本人の希望に向かって頑張る力、社会で自立していくために必要な力の土台となると考えられ、自己肯定感の高さと学習の理解度には相関関係があると指摘されています。

ヒアリングで把握された個別事例に関する情報は、支援者からみた子どもの自己肯定感の推測となるため把握が困難であるという点に留意が必要ですが、自己肯定感に関して意見があった事例では、小学生の場合に、自分に自信がない、まわりとの関わりが苦手で不安を感じているなどの特徴を捉えて、自己肯定感に課題があるという回答が支援者から得られました。

なお、中学生・高校生については、子どもの自己肯定感が高まった例として、支援者につながり勉強がわかるようになったことで自信につながった例、部活動などに打ち込んだ経験から他のことにも意欲が芽生えた例などが聞かれました。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ 自己肯定感が低いとまではいえないが、自分の家と友だちの家を比較して、「うちは変わっている」と思うことがあるようだ。
- ・ 自己肯定感は低いと思われる。自信がなく、身なりを気にしている。
- ・ 中学校入学後の学習サポートがうまくいったこと、部活動に打ち込んだことから、自己肯定感が高まった。
- ・ 勉強がわかるようになり、自分もやればできると自信を持ったようだ。スタッフと話すのを楽しみにしており、また、積極的に声をかけて友だちを作っている。いじめなどの過去のつらい思いを解消する場だったようだ。

⁸ 『自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（第十次提言）』教育再生実行会議、平成29年6月。

h 学習内容の理解

ヒアリングで把握された個別事例の中学生・高校生について、学習内容の理解の状況を確認しました。その結果、学習内容の理解に課題があるとされた事例では、本人に知的障害や発達障害があるというケースや、小学校の頃から学校を休みがちであったり不登校であったりしたため、学習内容の理解が遅れているという事例がありました。

一方、学習の理解度が低いという課題や、学習習慣がないといった課題があったものの、学習支援を受けるようになったことで、授業の内容が理解できるようになったという事例や、高校に進学できたという事例が報告されています。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ 学習理解度は低い。診断等はされていないが、発達障害のような部分が見受けられる。
- ・ 学習習慣がないため、学習内容をあまり理解していない様子である。
- ・ 小学校から学校は休みがちで、現在はたまに学校に行っているが、ほぼ不登校状態である。学習内容は理解していない。
- ・ 不登校の期間の勉強は抜けているが、学習意欲はあり努力している。
- ・ 当初は学習の理解度が低く、「自分は馬鹿だから」といつも言っていたが、コツコツ勉強をした結果、3年生になって急に成績が上がり、学習内容を普通に理解できている。

i 不登校、非行、引きこもり等の状況

小学生について不登校の状況を確認したところ、支援者から報告があった個別事例のすべてが不登校に該当するわけではありませんでしたが、不登校があったとされたケースでは、その背景として、きょうだいの世話など家庭の状況から学校に通うことができないということや、学校に適應することができず休みがちとなっているということが挙げられました。

また、中学生・高校生については、引きこもりとなっている例、夜間の徘徊の例や、非行傾向があるとされた例が複数ありました。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ 不登校はない。非行・ひきこもり等の状況はない。
- ・ 学校に行っていない状態で、ほとんど家にいる。
- ・ 家庭の状況で、学校に通うことができない。
- ・ 友達を作るのが苦手で、非行傾向の子と一緒に万引きをした。

ウ 進学・自立に関する現状・課題

子ども・若者の「進学・自立」について、「進学への意識」「将来の見通しや希望」「学校に在籍していない若者の就労や生活の状況」の3点について整理しました。

i 進学への意識

ヒアリングで把握された個別事例のなかで中学生・高校生の進学への意識を把握できていた事例について、子ども・若者自身に進学の希望がない例では、経済的に無理だと考えている、勉強ができないから進学を希望しない、何も考えたくない、何もしたくないといった状況にあるということが報告されました。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ 高校へ行きたいと言っている。母も高卒を望んでいる。
- ・ 進学したいが、経済的に無理だからと就職を考えている。
- ・ 「勉強ができないから就職する」と本人は言っている。親も「自分も中卒だから子どももそれでいい」と言っている。
- ・ 本人から進学に関する発言はない。

k 将来の見通しや希望

働くロールモデルが身近にないことで職業のイメージがわからない、努力をしているのに報われないという失望感があるという意見がありました。

他方で、中学生・高校生、学校に在籍していない若者の将来の見通しや希望について把握できていた事例の中で、将来の見通しや希望がある例では、本人が好きなことの延長にある職業や、身近な職業を希望しているということが報告されました。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ 就労意欲はないと思われる。働くロールモデルが近くにいないのでイメージがつかないのかもしれない。
- ・ 努力をしているのに報われないという失望感を本人が感じている。
- ・ 料理人になりたいので、将来は専門学校に行きたいと言っている。（その他、電車関連、動物に関わる仕事、パティシエ、警察官、保育士など身近な職業が挙げられた。）

1 学校に在籍していない若者の就労や生活の状況

学校に在籍していない若者の就労や生活の状況については、パートタイムやアルバイトなど不安定な就労状況にある例や、就労支援を利用して就職活動をしている例、非行等で更生施設に入所した例などが挙げられました。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ 高校を中退しており、アルバイトをしたりしなかったりの状態である。
- ・ 保護者のネグレクトにより一時保護され、その後中学校を不登校となった。中学卒業後、生活保護ケースワーカーの紹介で就労支援に通っている。
- ・ 定時制高校を卒業後、約1年就労支援に通った後、清掃の仕事等のパートタイマーで働いている。

③ 支援者の視点から見た子どもの貧困の問題点

次に、本市の相談機関や施設等で子ども・若者を支援している支援者が、「子どもの貧困の問題をどのように捉えているか」についてヒアリングした結果を整理しました。

ヒアリングの結果から、多くの方が「子どもの貧困」は、経済的な問題にとどまらない問題であるということを指摘していました。そのなかでも、「子どもの貧困」を多面的に捉える視点として、「子どもの成長・自立の機会の剥奪の問題」「保護者の養育力の問題」「孤立・居場所（援助希求行動）の問題」「世代間の連鎖の問題」に着目する視点が挙げられました。

m 子どもの成長・自立の機会の剥奪の問題

支援者に対するヒアリングからは、経済的な側面だけではなく、子どもであれば当然に得られるであろうと考えられる、モノ・経験・権利等が得られていない状態（＝剥奪されている状態）が、「子どもの貧困」の状態であると認識されていることがわかりました。具体的に得られていないものとして、「衣」「食」「住」の基本的な生活、愛情、健康、様々な体験・経験などが挙げられ、全体として、子どもらしく生活することが奪われていることが問題であると認識されています。

また、これらが満たされていないことを子ども自身が認識し自己肯定感等にも影響を与えること、様々な剥奪の経験により心のケアが必要な子どもが生じることが「子どもの貧困」であるという見方もされています。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ お金が足りないということだけではなく、生活そのもの、いわゆる「衣」「食」「住」が足りていない。
- ・ 子どもであれば、本来当然に受けられるもの（愛情等）が受けられていない。
- ・ お金がなくて習い事・塾に行けない、といった同年齢の他の子どもと同じようにできない状況があり、それを子ども自身が認識して問題化している。
- ・ 子どもだから当然守られるべき、基本的な生活や健康、権利などが守られていない。
- ・ お金だけの問題ではなく、子どもらしく生活できる環境下にない。
- ・ 標準的な家庭生活のモデルを親として子どもに示せない。
- ・ 親子の関係が希薄で、食事などあたり前の生活がなく、社会経験が身につかない。
- ・ 物質的に満たされていないことで心のケアが必要な子どもがいる。

n 保護者の養育力の問題

「子どもの貧困」の状態を捉える視点として、保護者の養育力が不足し、子どもの成長・発達に必要な養育や家庭教育を十分に与えることができないという状況に着目したものもありました。

個別事例として挙げられた保護者の状況からも把握されたように、保護者の養育力が不足する背景には、経済面を含めて家庭生活に余裕がないことや、保護者自身が深刻な課題を抱えている等、様々な要因があると考えられます。保護者が子どもと向き合う時間を確保できない程度や、親子の関わりが弱くなる程度が深刻化すると、ネグレクトや育児放棄につながることも考えられます。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ 保護者の養育力の問題で、どんなに働いても生活に余裕がなく、保護者は子に対する愛情はあるが、実際には手をかけられない状況である。
- ・ 仕事がなく、収入もなく、ストレスがたまり十分な養育ができない。
- ・ 何らかの理由で保護者が対応しきれない状況にある家庭で、保護者に対しても支援が必要な状態である。
- ・ 親が自分の生活が優先で、子どもまで手が回らない状況がある。
- ・ 親が子どもを教育して育てていこうという意識が欠けている。
- ・ ネグレクト、育児放棄の状況である。
- ・ 親から子への関わりが少なさが多くのケースで見受けられ、子どもが将来像を描けていない。

o 孤立・居場所（援助希求行動）の問題

「貧困」の多面的な側面の一つとして、先述した「援助希求行動」に関する課題も関連し、親子関係、友人関係を含む人間関係がうまく構築できず、孤立してしまうという、「関係性の貧困」を挙げる視点もありました。

親子関係がうまくいかない場合には、子どもは家庭にも居場所がない状況であると考えられます。また、困ったときにSOSを出す相手、相談し頼れる相手がおらず、抱えている課題等が解決されないままになってしまうことが「子どもの貧困」の重要な側面であると指摘されています。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ 親と子がどういうつながりを持っているか、SOSを発信できる関係性を持っているかに尽きる。
- ・ 親子関係がうまくいっていない、外部とのつながりが遮断され孤立している。
- ・ 経済的なことだけではなく「関係性」の貧困であると考えており、家族間や地域との関係性がなく、困ったときにサポートしてくれる人がいない状態である。
- ・ 子どもの居場所が確保されておらず、家庭の機能が十分でない状況である。
- ・ 子どもの居場所が、家にも学校にも社会にもない状態である。
- ・ 誰かに相談したり、話をしたりする機会がなく、親が頑張っているので自分は我慢をしなければいけないと考えている。

p 世代間の連鎖の問題

「子どもの貧困」の問題は、経済的な困難が（一時的に）生じているというのではなく、さまざまな形で問題が連鎖してしまうこと、さらには、次の世代においても困難な状況に陥ってしまうという点にこそ課題がある、という認識もなされています。

虐待の経験、親子関係がうまくいっていないこと、大人として見本となるモデルがないこと、学習面に手が回らないこと、心身ともに健康でなくなっていくこと、これらが保護者から子どもへ連鎖していくことが「子どもの貧困」であり、抜け出すことが容易ではないと考えられています。

【ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）】

- ・ 経済的、金銭的な貧困というよりも、親から続く虐待の連鎖、「愛情に飢えている＝愛情の貧困」、「人との関わりも薄い＝関係性の貧困」などがある。
- ・ 子どもが貧困に陥るのではなく、親が貧困だったり、虐待を受けていたり、貧困を含む世代間の負の連鎖が絶えず、貧困から抜け出す方法が見つけづらい。
- ・ 身近に見本となる大人のモデルがないため、子どもが親になったとき、家庭を持ったときに同じことを繰り返す負の連鎖が生じる。
- ・ 基本的な生活に支援の手が行き届いていない、それが理由で日中の活動も滞り、結果として、心身ともに健康でなくなっていく、そういう負の連鎖が貧困だと思っている。

④ 必要とされる支援や連携のあり方等

最後に、ヒアリング対象先の各団体や組織について、現状の取組状況、及び、子どもの貧困対策を推進する上で今後必要とされるサービス、制度、連携のあり方として挙げられた点を整理しました。

(主要なものを一部掲載)

これらからは、既存の制度や体制を活用することで支援可能な面がある一方で、学校と福祉の連携や地域の関係機関の連携・ネットワークの構築等の面で課題があることもうかがえます。

<現状の取組状況>

視点	概要
切れ目なく関わりを持ち続ける支援・生活・学習・自立の横断的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居場所、保育所、学習サポート（生活保護世帯・外国籍世帯）、こども食堂、ぼちっとカフェ、若者プロジェクト（高校中退後の居場所）など、未就学児から若者まで継続的に支援・対応している。 ・ 保護者と子どもの居場所となっている。子ども自身に合った様々な支援、自己肯定感を育てるプログラムを提供している。 ・ 学習面は少年指導員が対応しており、ボランティアに協力してもらい学習支援に力をいれている。子の支援のためには母の支援が必要であり、生活習慣に職員が介入できるので入所中は母子の生活環境を整えられる。電話相談や行事への誘いなど、退所後のアフターケアもしている。 ・ 子どもが集まる場に支援ができるスタッフがいることが強みである。誰かが話を聞いてくれるという居場所、暮らしのロールモデルを提供する拠点があることが強みであると思う。 ・ 子どもとサポーターが1対1で勉強しながら、子どものいいところを見つけて褒めていく中で、自己肯定感の低い子どもが少しずつ変わってきている。 ・ 就労支援B型は、利用期間に制限がないため、対象者と長く付き合える。就労支援をしながら、生活保護受給や障害など他のクロスする問題の相談に乗って、専門的な支援ができる。
関係機関の連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所は、様々な専門職が相談し、子どもの最善の利益が実現されるよう全員で意思決定して、家庭に介入することができる。 ・ 子どもだけではなく家族支援ができる。様々な機関と連携して、子どもを家庭に帰すことができるようになってきている。 ・ 保護司会では関係機関との連携強化やネットワーク作りの機運がある。町内会・社協・民生委員・児童委員・青少年指導員、中学校など関係機関とのつながりがある。 ・ 個別ケースに応じて児童相談所が関係機関と一緒にになって関わり、支援につなげることができた。
地域の見守り・顔の見える関係性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域みまもり支援センターでは、子どもを介して多職種の連携、多機関の連携を行っている。幅広く家庭の生活支援にアクセスできる機会が増えていると思う。 ・ 民生委員・児童委員は、町会全体のネットワークを活用しながら「見守り」をして、必要に応じて、地域みまもり支援センター等につないで連携をとることができる。 ・ 青少年指導員は目に見えにくい場所などのホットスポットパトロールを実施するとともに、街中で子どもへの声かけを行っている。地域で顔の見える関係を作ることが重要である。

<現状の取組状況（続き）>

視点	概要
専門性の高い相談ができる体制	<ul style="list-style-type: none"> 施設の中に、様々な専門職がいるので、子どもに対して専門的な支援ができる。 民間施設ではあるが、専門職がいるので専門性のある相談に乗れる。 多様なキャリア経験を持つスタッフが複数で関わることにより、多面的なアプローチができる。
学校と福祉の連携	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカーは、学校からの要請で家庭に入ることができる。他の機関と共有し、連携して対応できるのがよい。生活保護へつなげる支援もできる。 区役所の教育担当は、関係機関からの情報は得やすくなった。担任やカウンセラー等、子どもと直接関わる人への適切な情報提供を心掛けている。
乳幼児期における早期発見の体制	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期については、保健師が乳幼児全戸訪問を行っており、虐待の兆候や育児不安を早期に発見することができる。 地域みまもり支援センターで、母子保健と虐待予防を一緒に対応していることは強みである。

<今後必要とされるサービス、制度、連携のあり方>

視点	概要
乳幼児期の養育の支援・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児のうちから、基本的な生活習慣を獲得させることが必要である。家庭で難しいのであれば、家庭以外の場所で他の大人から養育支援を受けられれば良い方向に変わるのではないかと思う。 若年出産で頼れる人がいない状況などの不安定な子育て状況にある家庭で、子どものネグレクトが疑われたり、子どもの発達に遅れがみられたりする場合など、不安定な家庭の支援のために保育所に子どもを入れることは重要だと思う。 今は、どの世帯でも保育所が多様な保育をしてくれると保護者は期待しているため、質の高い保育所の拡充も必要である。 就学前に保育所や幼稚園に通わせるという考えが親にない場合がある。保育所に入れば親への支援にもなる。
学校と福祉の連携	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、子どもを通じて家庭の様子を知ることができるが、家庭に直接入ることは難しい。他の機関との協力と保護者への働きかけは必要である。 各区教育担当と保護課の連携が必要である。不登校を通じて、その子どもの家庭の生活や経済的困窮がわかる。 福祉部門へどう声を掛けてよいかわからない。反対に福祉部門も学校へどう声を掛けてよいかわからないのではないかと思う。福祉と教育がつながる仕組みが必要である。 学齢児に課題があると思う。学校は教育であるから、困難家庭に入っていくことはとても難しいと思う。生活面からのアプローチは福祉部門が担うべきである。それ以外に、居場所づくりや学習面でのフォローが必要である。 学校の中に、福祉部門につながるようなつなぎ役が必要である。 学齢期の子どもの支援の難しさを感じる。民生委員として地域に根ざした活動がまだ十分ではないと思う。 生活困窮世帯の子どもの進路指導は、経済的な大変さを考慮して、近い将来を見据えた丁寧な進路指導が必要である。

<今後必要とされるサービス、制度、連携のあり方（続き）>

視点	概要
地域における 子ども・若者の 居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に子どもの居場所がもっと必要である。 ・ 支援機関よりもっと敷居の低い場所、支援機関と本人をつなぐ場所がもっと必要であると思っている。 ・ サポートステーションに来てからでは、自立までに時間がかかるため、予防支援が重要である。 ・ 気軽に子どもを預けることができる場所が広がればよいと思う。
子どもを中心とした地域の関係機関の連携・ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族支援を展開していく中で、児童相談所だけでなく、福祉事務所、障害・高齢・就労などに関する他の支援機関との連携を強化していく必要性を感じる。関係機関同士が、お互いの強みを理解し合えていないと思うので、うまく連携強化ができれば良いと思う。子どもを中心とした支援者を統括できるネットワークが必要である。 ・ 児童家庭支援センターでは、専門性のある相談に乗れる反面、相談機関としての立場が曖昧なところがある。児童相談所との役割分担や、個別ケースを扱う責任の所在を明確にする必要がある。現在は、支援者と被支援者が1対1の関係になっている。 ・ 家庭への支援となると、守秘義務等でなかなか個別に入っていくことが難しい。子どもの支援において、1つの支援機関で単独で解決することはほとんどない。行政には、つなげる仕組みづくりを包括的にやっていてもらいたい。 ・ 個別の情報共有については、個人情報と守秘義務の問題があるため、難しくなっている。 ・ 民間の中に、どのような社会資源があって、どうやったら活用できるのか、把握できるよう整理し、ネットワークをつくる必要があると思っている。 ・ 情報の共有と役割分担は、行政主導でやってもらいたい。 ・ 支援機関の支援は点なので、それをつなぐ継続的な支援が大事だと思う。
ひとり親家庭など、保護者への生活・就労・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の就労経験が乏しい場合に丁寧な能力開発や指導をするような制度が必要である。 ・ 子どもを抱えながらの求職活動が難しい。一時保育の定員枠を増やすことや、家事援助サービスを拡充するなど求職活動を支援する制度の充実が必要である。 ・ ファミリーサポートの充実など、家庭の生活支援が必要である。 ・ 子どもが基本的な生活習慣が身につくような環境で生活していないので、掃除や洗濯など、生活を立て直すサービスがあればよい。 ・ 経済的な支援はもちろん必要であるが、親を育てる支援が必要であると思う。 ・ 親の支援に関する専門職ワーカーが必要である。 ・ 育児支援・家事支援のエンゼルパートナー制度を利用してほしい。周知とヘルパーの増員が必要である。
支援につながっていない生活困窮者、子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護を受けたいが受けられない世帯を、経済的に支援する制度があればよい。 ・ ひとり親ならではの相談に乗れる人材、専門機関が必要である。

<今後必要とされるサービス、制度、連携のあり方（続き）>

視点	概要
障害、発達障害がある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 発達に遅れのある子どもへの学習支援や、療育的なものを充足させていけるような事業や場所を充実して欲しい。 ハローワーク等の支援で、障害手帳の有無で支援が受けられるかどうか違うので、必要な人に支援が届く仕組みを作ってほしい。 発達障害等について、意識啓発やアナウンスをしてほしいし、社会全体で支えるような仕組みが必要である。
援助希求がなく支援につながらない保護者・SOSを出せない子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 子どもは自らSOSは出せないで、気づいた大人が適切な支援につなげるべきであり、支援者からもつながっていなければならないと思う。 困り感のないネグレクト状態の保護者の場合で、日常的にゆるやかにつながり、相談ニードを引き出せるような支援者の存在が必要だと感じる。
ワンストップで支援制度を案内する窓口・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 既存の制度があっても、親自身が自ら制度やサービスにアプローチできないことがある。手続き面を含め、コンシェルジュ的な人がいればよいと思う。 ひとり親支援の総合案内所のような機関があればよい。
地域の見守り・家庭へのアウトリーチ	<ul style="list-style-type: none"> 家庭にアクセスできるような地域の拠点とマンパワーが必要である。 区役所の地域みまもりセンターの地区担当が地域を回って気づく場合が多くなっているので、今後も連携の強化が必要である。
学習支援、学習環境に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 小学校就学以降の無料の学習支援制度の拡充が必要だと思う。 学習支援の場や、塾や習い事に通う費用の補助のほか、無料で教えてくれる地域のボランティアへのつながり・きっかけが必要である。
子どもにとって身近なロールモデルの存在	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援を継続して、ロールモデルとなる身近なお兄さんお姉さんがいればよい。親の代わりになる大人がいればよいと思う。 アウトリーチしながら学校の外で学校に来ない子どもを集めることができないか、そのつながりを20歳くらいの若者ができればよいと思う。こんなお兄さんお姉さんになりたいというモデルを見せ、世代が循環する流れができればよい。
若者の自立・就労に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが施設を離れて自立していくための支援が薄いと思う。自立援助ホームが少ないし、彼らの居住先、就労先を提供できない。 親がモデルにならないこともあり、自立への選択肢が示せていない。
外国籍の子どもへの特別なフォロー	<ul style="list-style-type: none"> 父親や母親が外国籍である場合、父親や母親が地域になじんでいない状況の中で、子どもが小学校から日本人コミュニティになじむのは難しく、子どもにとって将来の自立が難しい。子どもへの特別なフォローが必要である。

(4) 総括的な整理

① アンケート調査から把握された現状・課題

アンケート調査からは、本市における子ども・若者とその家庭の生活実態や抱えている課題、または今後の施策の必要性等に関して、以下のようなことが把握されました。(文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。)

全体を通じて、アンケート調査からは、所得水準の格差が様々な面での生活状況の格差と関連していることが把握されました。これらの生活状況の格差を解消に向かわせるためには、支援が必要と考えられる保護者、子ども・若者を広く包含する、各種の制度・仕組み等を充実させるとともに、制度間の連携を強化し、発達段階に応じた対応を図っていくことが有効であると考えられます。

<保護者について>

経済的に厳しい状況にある世帯では、保護者の就労状況が不安定である(B-1~B-3)と考えられます。

経済的に不安定であることの背景のひとつとして、ひとり親世帯であること(A-3)や自身の疾病や障害等が影響していること(B-4~B-5)もうかがえました。

また、経済的に厳しい状況にある世帯では子育てのことを相談できる相手がいない傾向にある(C-1)など孤立しがちであり、必要とする専門的な相談を受けられていないことがあり(C-2)、子育て・生活全般に関する不安や悩みが大きくなっている(C-3)と考えられます。所得が少ないことで子どもの教育費に関し不安を抱えている状況にあること(D-1)も把握されました。

これらの状況から、「子どもの貧困対策」として、保護者に対しては、就労の支援のほか、生活支援や相談等の支援等が重要であると考えられます。

<子ども・若者の生活の基盤形成について>

日々の生活における入浴の状況について、特に手のかかる就学前の段階の子どもに関して格差が生じている(E-1)ことが把握されました。未治療の虫歯がある割合にも差異が見られ(E-2)、経済的に厳しい状況にある世帯の子ども・若者は、基本的な生活習慣が十分に形成されないまま成長することになる可能性が高いことが示唆されます。また、子どもの健康・発育の状況にも格差が生じていることがうかがえ(G-1)、このほか、特に児童養護施設に入所している子どもにおいて心理的な面での課題を抱えている割合が高いことも把握されました(G-2)。

食事摂取の状況にも差異があり、経済的に厳しい状況にある世帯では、朝ごはんを毎日食べないという状況(F-1)のほか、夕ごはんを子ども・若者だけで食べるという「孤食」の状況が生じやすい(F-2)こともわかりました。

就学前の乳幼児期の段階における親子関係や生活の状況がその後の生活全般に及ぶと考えられることから、特にこの時期において生活の基盤形成のための支援を行うことが、その後の学校における基礎学力の定着につなげるためにも重要と考えられます。特に、母子保健の制度や保育・幼児教育の制度を通じて、一人ひとりの子どもの成長・発達を支援する仕組みの充実が重要であると考えられます。なお、「孤食」の状況からもうかがえるように、経済的に厳しい状況にある世帯では、学齢期以後も家庭における保護者と子ども・若者との関係性に課題が生じていることがうかがえます。このことから、継続的な支援を行うことも重要と考えられます。

<子ども・若者の学び・学習について>

経済的に厳しい状況にある世帯では子どもが必要とする文具や教材が買えない(H-1)などの剥奪状況が生じているほか、学びに関する保護者の関わり方に差異がある(H-2)など、家庭における学習環境に格差が生じていることが把握されました。

また、家庭外での多様な体験・活動等の機会として、図書館、博物館・科学館、美術館・劇場に行くこと(I-1~I-3)や、植物や生物に触れたり観察したりする野外活動(I-4)にも差が見られ、学齢期以後の習い事をする機会(I-5)にも格差が生じていました。

さらに、経済的に厳しい状況にある世帯では、学校の学習に小学生の時点でつまずいてしまうことが多いことがわかりました(J-1~J-2)。学校を楽しいと思う度合いにも差異が見られ(K-1)、学習でのつまずきや学校での疎外感が不登校にもつながっているのではないかと推察されます。

これらの学び・学習面でみられる格差に関して、例えば地域での体験活動等の機会を充実させるなどの対応策が考えられます。また、学校での学習に関しては、学校で個々の児童・生徒の理解度や学力に応じた対応を充実させることや、地域における学習支援の機会を充実させるなどの対応策が重要になると考えられます。

<子ども・若者の進学・自立について>

経済的に困難な状況にある世帯では、教育費負担の問題を背景とし、経済的な理由による進学断念・中退が起きる可能性が高い(L-1)と考えられ、本人の希望等によらず進学・在学を諦めざるをえない状況が生じていることが懸念されます。

また、経済的に困難な状況にある世帯では、子どもに想定・期待される学歴が相対的に低く(M-1)、世帯の状況によって子どもが抱く将来の夢や目標の状況にも差異が生じています(M-2)。このほか、若者の就労の状況が不安定である様子もうかがえ(N-1~N-4)、将来に対して明るい展望を持ちにくいのではないかと推察されます。

進学にかかる経済的な負担が大きいことに関しては、教育費負担軽減策の拡充を図っていくことが重要になると考えられます。また、進路選択にかかる支援、就労に関する支援など、若者に対する自立支援・就労支援等も、「子どもの貧困対策」として、世代間の連鎖を防ぐという視点から重要になると考えられます。

② ヒアリング調査から把握された現状・課題

支援者ヒアリングからは、「子どもの貧困」を捉える視点、保護者及び子ども・若者の発達段階ごとの状況、支援体制のあり方に関して、以下のことなどが把握されました。

<保護者及び子ども・若者の発達段階ごとの状況>

ヒアリング調査で把握した個別事例からは、非常に困難な状況に置かれている保護者及び子ども・若者の様子をうかがうことができました。

アンケート調査で把握された現状・課題が再確認できる点も多くありましたが、経済的な問題以外に保護者の複雑な成育歴等（虐待・DV含む）や多様な疾病・障害、さらには援助希求行動の欠如など、アンケート調査で把握しきれない保護者の状況について様々な側面を把握することができました。

子ども・若者に関しても、乳幼児期、学童期（小学生）、青年期（中学生・高校生）の発達段階ごとに様々な課題が生じていることが明らかになりました。それぞれの発達段階に応じた望ましい発達が十分になされないまま、その後の段階でさらに困難を抱えるという悪循環となっている事例が少なからず把握されました。そこからは、生活習慣の形成に関する課題のほか、愛着関係に関する課題や、家庭にも学校にも居場所がないという現状があること、ロールモデルが身近にいないという課題など、「子どもの貧困」の多様な側面と複雑な問題性をうかがい知ることができました。

<「子どもの貧困」を捉える視点>

支援者からは、「子どもの貧困」は、経済的な問題にとどまらない問題であると捉えられています。支援者が挙げた視点を整理したところ、「子どもの成長・自立の機会の剥奪の問題」、「保護者の養育力の問題」、「孤立・居場所（援助希求行動）の問題」、「世代間の連鎖の問題」などの側面が挙げられました。

<支援体制のあり方>

ヒアリング調査で把握した個別事例と同様に、非常に困難な状況に置かれている保護者及び子ども・若者は市内に一定の割合・数で存在すると考えられます。対応策として、各種の制度・仕組み等を充実させ対応を図ることももちろん必要ですが、ともすると、それだけではこれらの保護者や子ども・若者が抱える、複雑に絡み合う、根本にある課題が解決されないのではないかとすることも懸念されます。

これらの保護者や子ども・若者が抱える、根本にある課題を解決するには、個々の問題・課題を一つひとつ紐解いて解決していくという非常に地道な対応が必要と考えられます。また、そのために公的支援として何ができるか、あるいは、地域における支えあいの仕組み等をどのように活用しうるかなどについて、中長期で検討を重ね、制度・仕組み等を構築していくことが重要であると考えられます。

3 まとめ（必要と考えられる視点や対応策に関する考察）

<学識者からの意見聴取の状況>

取りまとめにあたっては、本市附属機関の委員である以下の学識者から意見聴取を行い、それぞれからいただいた御意見や指摘事項等をふまえて内容の検討を行いました。（それぞれ、計2回の会議に御出席いただきました。）

<意見聴取を行った学識者（50音順、敬称略）>

氏名	所属等	附属機関
内田 塔子	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 准教授	子どもの権利委員会
坪井 葉子	洗足こども短期大学幼児教育保育科 教授	児童福祉審議会
村井 祐一	田園調布学園大学人間福祉学部社会福祉学科 教授	子ども・子育て会議
芳川 玲子	東海大学文学部心理・社会学科 教授	青少年問題協議会

（1）「子どもの貧困」の問題を捉えるにあたり必要と考えられる視点

【経済的な問題に様々な要因が関連しながら生じている】

アンケート調査からは、所得水準の格差が様々な面での生活状況の格差と関連していることが把握されました。また、ヒアリング調査で把握した個別事例からは、経済的な問題に関連して、保護者の生活管理や子どもの養育に関する課題、複雑な成育歴等（虐待・DV含む）や多様な疾病・障害、さらには援助希求行動の欠如などの課題があることが把握されました。子ども・若者に関しても、生活習慣の形成に関する課題のほか、愛着関係に関する課題や、家庭にも学校にも居場所がないという現状があること、ロールモデルが身近にいないという課題など、「子どもの貧困」の多様な側面と複雑な問題性をうかがい知ることができました。

これらからは、「子どもの貧困」の問題は必ずしも経済的な困窮状況のみが課題というわけではなく、家庭背景や生活状況など、その他の様々な要因にも目を向ける必要がある問題であるということがわかります。例えば、「保護者が精神疾患を罹患しており、働けないために子どもが経済的に困窮している」という関係性にある場合には、疾患がより根本的な課題と言えます。また、「保護者の養育力に課題があり、子どものロールモデルになりえていない」という状況にある場合には、保護者自身が抱える課題だけでなく、子どもの生活習慣や進路意識等の面での課題への対応が求められると考えられます。

このように、「子どもの貧困」の問題を捉える上では、経済的な問題の背景・原因になっている様々な要因があるということ、さらに、それらの要因が派生的に他の種々の課題を引き起こしている可能性があるという認識を持つことが重要と考えます。

【個人の意思や努力等によらないところで生じている社会構造上の問題】

特に子どもの視点に立った場合、家庭環境の差によって幼少期の時点で既に様々な面で差が生じてしまったり、制約を受けてしまったりするなどの状況があることがうかがえました。これらの差や制約が、例えば、「子どもがロールモデルを得られないまま大人になり、その結果、安定した就労に結びつくことができず、経済的に困窮してしまう」というように、子どもが大人になったときに「貧困」に陥るリスクを高めていると考えられます。このほかにも、例えば、幼少期に愛着関係や基本的信頼感を獲得できないと、困ったときに他者に援助を求めることができなくなるかもしれません。また、学齢期に学習習慣や基礎学力の形成ができなかった場合は、自己肯定感が育まれず、将来展望がうまく持てず、安定した就労に結びつきにくくなってしまいかもかもしれません。これらのように、本人の意思や努力等によらないところで「貧困」に陥るリスクが高まってしまっており、その結果、「貧困」の状態が世代を超えて連鎖するというシステムになってしまっているのではないかと考えられます。

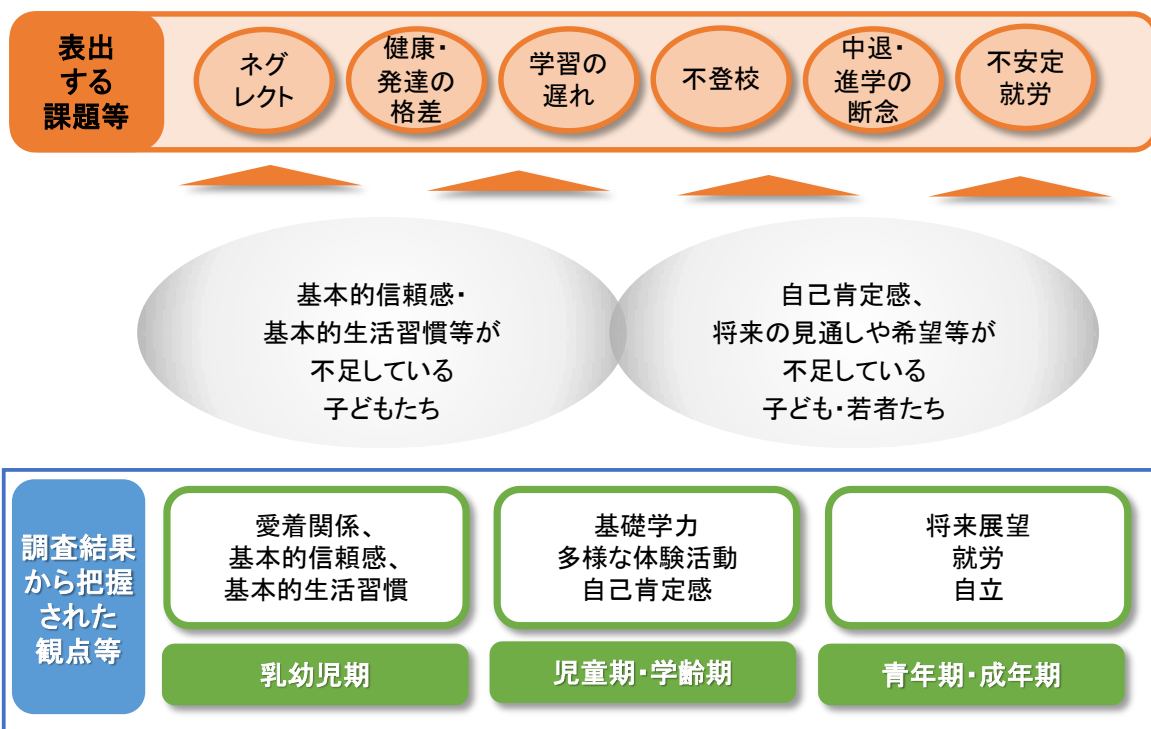
なお、ヒアリング調査からも把握されたように、保護者自身も、子どものときに制約を受けていた場合や、疾病や障害等の課題を抱えている場合、配偶者に課題がある場合など、本人の意思や努力等によらない様々な要因の結果として「貧困」に陥ってしまったということが少なくないと考えられます。これらのように、「子どもの貧困」の問題は子どもや保護者の個々人の力では容易に脱出できない社会構造上の課題として捉えるべき問題であり、また、そうであるからこそ、社会全体で支援策について検討すべき課題であると考えられます。

(2) 対応策を検討するにあたり必要と考えられる視点

【子ども・若者の発達段階に応じた切れ目のない支援】

各調査・分析の結果から、子ども・若者の発達の段階別に様々な課題が生じていることが明らかになりましたが、これら発達の段階別に生じうる課題は、前段階の課題が次の段階の基礎を築く上で重要な要素になっているものと考えられます。例えば、乳幼児期に愛着関係の形成や基本的信頼感の醸成、生活習慣の確立等がかなわなかった子どもは、その課題をその後の学齢期の段階においても継続的に抱えることになるかもしれません。さらに、学齢期に獲得することが望まれる、学習習慣・基礎的な学力の形成に課題が生じることになるかもしれません。また、上述したように、学齢期に学習習慣・基礎的な学力の形成がかなわなかった場合には、青年期に将来展望の形成や就労面で課題が生じることになるかもしれません。なお、そもそも乳幼児期に愛着関係の形成や基本的信頼感の醸成、生活習慣の確立等がかなわない背景として、保護者の就労状況等が不安定であることによって、安定的な養育が難しくなっているという状況が生じている可能性があります。

このように、「貧困の連鎖」は、各種の課題の相互作用によって生じると考えられることから、子どもの貧困対策においては、保護者への支援も含め、子ども・若者の発達の過程のいずれの段階においても、漏れのない、また、切れ目のない、保健・医療・福祉・教育・雇用などの分野が連携した重層的な支援を行っていくことが重要と考えられます。



【既存制度・施策の底上げとアウトリーチの考え方による支援】

なお、必ずしも「子どもの貧困」の対応策として、ということではありませんが、市では「子どもの貧困」の課題に関連する各種の施策・支援制度をこれまでも実施をしてきています。ただし、ヒアリング調査で把握されたように、援助希求行動のない方もいると考えられ、現状として必要とされる方に十分に支援が届いていない可能性があります。

今後の対応策としては、必要とされる方に十分な支援がなされるよう、既存の制度・支援策等を充実させて底上げを図っていくこと、また、アウトリーチの考え方による取組を広げ、自らSOSを出せない人等に対しても支援が届くこと、あるいは自らSOSを発する力を身につけられるようにしていくことが重要と考えられます。

(3) 「子どもの貧困」に関わる対応策の考え方

<保護者に対する支援等>

経済的に厳しい状況にある世帯では、多くの場合保護者の就労状況が不安定であると考えられます。また、調査結果からは、経済的に不安定であることに関連する要因のひとつとして、ひとり親世帯であることや保護者自身に疾病や障害等があることもうかがえました。さらに、経済的に厳しい状況にある世帯では子育てのことを相談できる相手がいない傾向にあるなど孤立しがちであり、支援等に関する専門的な相談があまり受けられていない可能性があるなど、子育て・生活全般に関する不安や悩みが大きくなっているのではないかと考えられます。

これらをふまえ、保護者に対しては、就労の支援のほか、養育に必要な知識・情報の習得の支援を含めた生活支援や相談等の支援も必要であると考えられます。なかでもひとり親世帯では経済的に厳しい状況にある割合が高いことから、これらの世帯に対する子育て・就労の両面での支援の充実が重要と考えられます。なお、疾病等に関しては、慢性的なものもあれば急性的なものもあり、それぞれの状況に応じた支援等が受けられることが重要です。

また、子どもが乳幼児期の段階にある保護者と子どもとの間の信頼関係形成がその後の成長・発達という点からも非常に重要であると考えられることから、乳幼児期の子どもがいる世帯に対する支援をより充実させることも重要です。

<子ども・若者に対する支援等>

発達段階に応じて、一人ひとりの子ども・若者を支援することが重要であり、また、狭義の学力（認知的能力）だけでなく、自信や意欲、社会性等に関わる「非認知的能力⁹」の向上を支援していくことが重要と考えられます。

就学前の乳幼児期の段階においては、親子関係や生活の状況がその後の生活全般に及ぶと考えられることから、特にこの時期における母子保健の制度や保育・幼児教育の制度等の充実を通じて、一人ひとりの子どもの生活の基盤形成の支援をすることが重要です。

また、学び・学習の面で様々な格差が生じていることに関しては、学校で学習の理解度・習熟度に応じた対応を行うことや地域での学習支援、地域での体験活動等の機会の充実を図っていくことが重要になると考えられます。なお、学齢期では不登校等の課題も生じてくることが考えられ、発達の段階及び個々の児童・生徒の状況に応じた対応が求められるものと考えます。地域のなかで子ども・若者が様々な人と関わりながら、安心して過ごせる居場所を増やしていくということも、健やかな成長・発達のためには必要と考えられます。

進学・自立に関しては、教育費負担軽減のための支援策の充実のほか、自立に向けて、身近なロールモデルに触れる機会、キャリア教育等の講座やスキルを身につける機会、労働教育や金銭教育の機会など、就労に向けた準備・支援を充実させることも重要と考えられます。また、「権利学習」等を通じて、自身の権利を知ることで、子ども・若者が社会から孤立せず必要な時に自らSOSを

⁹ 国立教育政策研究所「教育の効果について～社会経済的效果を中心に～」(平成26年12月3日教育再生実行会議第3分科会)では、「認知的能力」の代表的なものの例として、「IQ(全般的知能)」「言語に関するもの」「算数に関するもの」「科学に関するもの」が示され、また、「非認知的能力」の代表的なものの例として、「自己の理解/表現/調整」「他者理解」「感情の理解/表現」「コミュニケーション」が示されている。また、認知的能力のみならず非認知的能力が高まることで将来の所得向上や生活保護受給率の低下など長期的効果が表れたとする研究結果が紹介されている。

発する力を身につけられるように支援していくということも重要になると考えられます。このほか、自立に向けて、社会的養護の対象となっている子ども・若者に対してはより手厚い支援が必要であると考えられます。

<支援体制のあり方等>

ヒアリング調査で事例として挙げられた方々のように、非常に困難な状況に置かれている保護者及び子ども・若者が市内に一定の割合で存在すると考えられます。対応策として、既存の制度・仕組み等を充実させ対応を図ることももちろん必要ですが、ともすると、それだけではこれらの保護者や子ども・若者が抱える、複雑に絡み合う、根本にある課題が解決されないのではないかとすることも懸念されます。

これらの保護者や子ども・若者が抱える、根本にある課題を解決するには、個々の問題・課題を一つひとつ紐解いて解決していくという非常に地道な対応が必要と考えられます。また、そのために公的支援として何ができるか、あるいは、地域における支えあいの仕組み等をどのように活用するかなどについて、中長期で検討を重ね、制度・仕組み等を構築していく必要があるのではないかと考えられます。

例えば、今後の支援体制のあり方として、困っている人が地域の中でSOSを出せるように、また、地域の中で必要な方にアウトリーチができるように、ボランティア団体や地域住民など、地域で活動する方々に対する働きかけや地域で活躍する方々が活動しやすい環境の整備等を通じて、「子どもの貧困」に関する取組が地域に根ざし、醸成されるようにすることが重要と考えられます。

また、必要な方に支援が届くよう、切れ目のない支援ができるよう、市民の方が気兼ねなく集える場所や専門的な相談・支援サービス等の提供のほか、必要な方を支援に「つなぐ」役割を果たす専門職が重要であることから、地域における居場所・拠点づくり・人材育成等の取組が必要と考えられます。このほか、支援者同士が連携するための仕組み（ネットワーク）の構築も重要であると考えられます。様々な特性・専門性を持った機関や支援者のネットワークの充実を図りながら、例えば「支援により課題が好転した事例」の情報を共有してその後の対応策等を考えていくなど、連携等を通じて、支援者側の力を上げていくことが重要になると考えられます。

<今後に向けて>

今回の調査においては、経済的な課題のほか、保護者の不安定な就労、成育歴や障害など、生活困窮の要因が多様であることが把握されました。「子どもの貧困対策」については、幅広い分野の制度・事業・取組の充実を図るとともに、支援が必要な家庭と子ども・若者に対して支援が届くよう、地域環境の整備、行政を中心とした公的な支援機関のアウトリーチの仕組みや連携体制・ネットワークの構築など、中長期的な視点での検討が必要です。

また、生活が困窮していることで、子ども・若者がその成長の過程で当然得られるべきモノ・経験・環境が不足しており、そのことが原因となって貧困が連鎖していくことが懸念されます。子ども・若者が、その生まれ育った環境に左右されることなく、成長・自立していくためにも、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たしながら、子ども・若者の成長を支え、「貧困の連鎖」を断ち切るという考え方も重要となります。

川崎市子ども・若者生活調査 分析結果報告書

平成 29 年 8 月

発 行 者	川崎市
編 集	川崎市こども未来局青少年支援室 川崎市川崎区宮本町 1 番地（川崎市役所第 3 庁舎 13 階） 電 話 0 4 4（2 0 0）2 6 6 8 F A X 0 4 4（2 0 0）3 9 3 1 E-mail 45sien@city.kawasaki.jp
分析実施機関	株式会社浜銀総合研究所
